

国民生活審議会消費者政策部会（第13回）

平成14年12月24日

内閣府国民生活局

国民生活審議会消費者政策部会（第13回）

平成14年12月24日（火）14:00～17:00

中央合同庁舎第4号館第4特別会議室

議事次第

- 1 開会
- 2 21世紀型の消費者政策の在り方について - 中間報告（案） -
- 3 閉会

配布資料

- 資料1 21世紀型の消費者政策の在り方について - 中間報告（案） -
- 資料2 21世紀型の消費者政策の在り方中間報告案に対する意見
（浅岡委員、加藤委員、山中委員御意見）
- 資料3 消費者行政の現状について（加藤委員御意見）
- 資料4 消費者行政の在り方に関する意見
（高委員、田中委員、鍋島委員御意見）
- 資料5 「21世紀型の消費者政策の在り方（中間報告案）」に関する意見（田中委員）
- 資料6 消費者行政の見直しについての意見（松本委員御意見）

参考資料

- 参考資料1 消費者政策の見直しと消費者保護基本法改正についての意見書
（日本弁護士連合会）
- 参考資料2 21世紀型の消費者政策の在り方（中間報告案骨子）への緊急提言
（全国消費者団体連絡会）

国民生活審議会消費者政策部会委員名簿

部会長	落合誠一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	有馬真喜子	国民生活センタ - 会長
	岩田三代	日本経済新聞社編集局生活情報部長
	浦川道太郎	早稲田大学法学部教授
	加藤真代	主婦連合会参与
	田中尚四	日本生活協同組合連合会副会長
	野村豊弘	学習院大学法学部教授・常務理事
	福川伸次	株式会社電通 顧問
	福原義春	株式会社資生堂名誉会長
	増田滋	食品関連産業別労働組合連盟会長
	松本恒雄	一橋大学大学院法学部研究科教授
	茂木友三郎	キッコ - マン株式会社代表取締役社長
	山中博子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
	臨時委員	浅岡美恵
伊藤穰一		ネオテ二 - 株式会社代表取締役社長
大羽宏一		大分大学経済学部教授
高巖		麗澤大学国際経済学部教授
高橋宏志		東京大学大学院法学政治学研究科教授
鍋嶋詢三		社団法人消費者関連専門家会議顧問
宮部義一		経済団体連合会経済法規委員会消費者法部会長
山本豊		上智大学法学部教授

国民生活審議会第13回消費者政策部会出席者

部会長	落合誠一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	有馬真喜子	国民生活センター会長
	岩田三代	日本経済新聞社編集局生活情報部長
	加藤真代	主婦連合会参与
	田中尚四	日本生活協同組合連合会副会長
	野村豊弘	学習院大学法学部教授・常務理事
	福川伸次	株式会社電通 顧問
	福原義春	株式会社資生堂名誉会長
	松本恒雄	一橋大学大学院法学部研究科教授
	山中博子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
	臨時委員	浅岡美恵
大羽宏一		大分大学経済学部教授
高巖		麗澤大学国際経済学部教授
高橋宏志		東京大学大学院法学政治学研究科教授
鍋嶋詢三		社団法人消費者関連専門家会議顧問
宮部義一		経済団体連合会経済法規委員会消費者法部会長
山本豊		上智大学法学部教授

以上17名

落合部会長 それでは、ただいまから国民生活審議会第13回消費者政策部会を開催いたします。本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございました。

本日は、当部会の中間報告案につきまして御審議をお願いしたいと思います。中間報告をまとめる趣旨でありますけれども、国民の消費生活にとって非常に重要な問題をこの部会は議論をしておりますので、現段階での部会の議論をまとめて国民各位から広く意見を出してもらおうという趣旨でパブリック・ヒアリングを行おうという観点から中間報告をまとめるというものであります。したがって、余り詳細に過ぎるような内容ですと、意見を出そうと思ってもその問題点の把握というものが明確な形で把握される必要があるということで、後で事務局の方から御説明いただきますけれども、中間報告案というものは国民の各位が一体どういう問題についてどういう基本的なスタンスで議論されているんだろうかということ容易に把握できるようにということでコンパクトな形でまとめております。そういう意味では、当然のことながら最終報告をまとめようということをこの段階でやっているわけではありませんので、そういう趣旨の中間報告につきまして案を本日、御議論いただくということであります。

それでは、事務局の方から資料につきまして説明をしていただきたいと思います。お願いします。

中村消費者企画課長 それでは、資料の御説明をさせていただきます。右肩の資料ナンバー1でございますけれども、「21世紀型の消費者政策の在り方について中間報告(案)」という冊子でございます。この中身につきまして、ポイントを簡単に御説明したいと思います。

まず目次のところで全体の構成が出ておりますけれども、全体の構成につきましては前回の部会でお示しいたしました骨子を踏襲しておりまして、この中身につきまして前回の御議論も踏まえながら中身を膨らませていったという形になっております。

それから1ページ目でございますけれども、最初のパートとしまして「なぜ今21世紀型消費者政策の検討が必要か」というパートでございます。1つは「経済社会の変化」ということで、前回のスケルトンでも御議論いただきました論点につきましてと市場メカニズムの話、それからグローバル化、IT化といったような問題につきまして中身を書いております。その中では、例えば科学技術の進歩による問題であるとか、そういったものによりさまざまな財、サービスが増えてきた問題、あるいはその情報量とIT化の進展に伴って情報が消費者、事業者、双方向に流れるようになったといったような観点、こういったものを盛り込んでございます。

4番目としまして、前回のスケルトンでは項を立てておりませんでしたけれども、家族あるいはライフスタイルの多様化ということで、21世紀型になってくことによって人々の行動そのものも大きく変わってきているといったような御指摘もございましたので、そういったものを一つの経済社会の変化の中身として付け加えさせていただいております。その後、消費者トラブルの増加、複雑化の話、それからそれに伴う企業不祥事の続発、そ

れを受けて消費者政策の抜本の見直しの必要性というところにつきましては中身を膨らませておりますけれども、エッセンスといたしましては前回スケルトンのときにお示した中身を書き込んでございます。

3ページからがということで、「21世紀型消費者政策の基本的考え方」ということでございます。ここにつきましてはスケルトンでもお示しをいたしましたけれども、全体の理念といたしましうか、そういったものをより明確にしたいという趣旨で、若干敷衍をして書かせていただいております。

(1)として「消費者政策の転換」というふうに掲げてございますけれども、従来の消費者政策といったものがこれまで情報力や交渉力の格差といったようなこともございまして、消費者を保護される主体というふうに受動的にとらえて、それに対し消費者を保護し、事業者を規制をするというような形でこれまでの施策が組み立てられてきたということでございますけれども、これが先ほどパート1の方でも述べましたようなさまざまな経済社会の変化の中でそういった考え方を抜本的に転換していく必要があるという認識を示しております。

その中身としまして1つは「消費者の役割の転換」ということで、消費者がこの市場メカニズムを重視した社会といった中において、自立した主体として積極的に自らの消費者利益を確保していくようにポジティブに行動していくといったような役割の転換があるということが1つ。もう一つは消費者政策そのものの重点でございまして、グローバル化、IT化等々を背景にしまして、すべて事前で規制をしていくというのはなかなか現実的には困難であろうということで、全体として市場メカニズムを活用しながら事後チェックといったことに重点が移ってきているといったようなことがございます。

こういったことをかんがみますと、4ページの上の方にございますように、21世紀型の消費者政策ということ考えたときの基本としましては3つ書いております。1つは消費者を利益保護のために能動的に行動する「自立した主体」であるというふうにとらえるということ。それから、消費者政策の重点も消費者を保護するというところから消費の自立支援、それからその環境整備といったところに移っていくということ。それから、その中で情報の公開あるいは民事ルールの整備といったものを進めていって、市場メカニズムをできるだけ活用しながら事後チェックといったものの強化を図っていくといったことを基本とすべきであろうというふうな整理をいたしております。

(2)としまして、以上を受けまして「消費者の権利と消費者政策」ということで、ここはスケルトンでも御議論をいただきましたけれども、消費者が当然確保していくべき利益ということで6点ほど掲げておりまして、そういったものを権利として位置付けて、その権利実現のための消費者政策を展開をしていくんだという考え方を整理をしております。なお、消費者の守るべき利益あるいは権利ということで、現在ここに6点ほど書いてございますけれども、前回の議論の中でございました知る権利といったものをひとつ独立させるべきであるという御意見もございましたので今、挙げた6点の中ではその必要な情報を

知ることができる。要するに、知る権利というものをひとつ独立をさせて整理をいたしております。

5 ページからが「行政、事業者の責務と消費者の役割」ということで、それぞれの責務あるいは役割といったものを書いてございますが、ここにつきましては前回の議論を踏まえまして、事業者につきましては事業者だけではなく事業者団体の果たすべき責務、それから消費者のところでは消費者個人のみならず消費者団体といったものが果たすべき役割といったものについて今回は付け加えて文章にしております。

6 ページからが「消費者政策の展開」ということでございまして、こちらにつきましては基本的にはそのスケルトンで書きましたものを少し中身を敷衍をして書いております。まず「消費者の安全確保」ということでございまして、1 つは「安全基準の整備」ということで、その中で「事前規制の必要性」で必要規制の話、「サービス分野におけるルール整備」の話、それから「リスク分析手法の導入」による活用といったことを書いてございます。

7 ページの(2)としては、一度流通に出た後の安全の話ということでリコール制度の話を書いてございます。

(3) は情報の関係でございまして、「危害・欠陥情報の収集・公表」といったもので、事業者から行政への報告をきちんとすること、あるいは行政から消費者へきちんと情報が公表されるといったこと、それから現在食品について実験がされつつありますトレーサビリティの充実といったことを書いてございます。

「その他」といたしまして2 つ書いてございまして、1 つは製造業者だけではなく販売業者の持つ安全に関する責務の明確化、それからもう一つは消費者安全に関してさまざまな裁判外紛争機関等における被害の処理がされておりますけれども、そういったものをきちんと収集分析をして今後役に立っていくという趣旨のことを書いてございます。9 ページからが施策の2 番目としまして「消費者契約の適正化」ということでございます。こちら基本的にはスケルトンのときの中身を踏襲をしております、(1) で「消費者契約適正化の必要性」ということを書いてございます。それから(2) で情報提供の話でありまして、でありますようにそもそも情報提供といったものは消費者契約にとって不可欠な基本原則である。したがって、それをきちんと法的にも明確化していく必要があるということ。それから、情報提供の中で大きな比重を占めます「広告・表示の適正化」の話、それからそもそも必要な表示事項がきちんと網羅されていないような分野についての対応ということで「表示ルールの充実」ということを書いてございます。

10 ページの(3) は「勧誘行為の適正化」ということでございまして、中身としてまず勧誘行為といったものが非常に今トラブルが多いということで、その適正化を図る必要があるという総論を述べました上で、では「執拗な勧誘」と書いてございまして、不招請勧誘と呼ばれるようなものに関する規制の充実の在り方、それからでは消費者の知識、経験等々に適合した勧誘等を行うという適合性原則の考え方について、これを消費

者契約に広く適用されるべきであるということを書いております。

それから、「その他」の問題としましては、これもスケルトンでございましたけれども、競争政策の手法を消費者契約の適正化に積極的に活用していくという話、それから「指定商品・指定役務制の在り方」についての見直しの話の点について整理をさせていただいております。

12 ページから「苦情処理・裁判外紛争解決」ということでございまして、(1)として「消費者トラブルの簡易・迅速・廉価な解決の必要性」ということで、その観点から ADR の果たす役割の重要性、それから裁判制度を活用しやすいものにしていくことの重要性、こういったことを記述をいたしております。

(2)として「事業者、行政による苦情処理体制の整備」ということで、事業者による苦情処理体制の話、それから行政、特に消費生活センターによる苦情処理体制の充実、あるいはそういったものの役割分担といったことにつきまして 13 ページの上の方までにかけての記述をいたしております。

13 ページの下の方から(3)として ADR の整備ということでありまして、その中で消費者が主体的に多様な紛争解決手段から最適と考えるものを選択できる環境整備を図るという趣旨を 14 ページの上の方で書いております。具体的な中身といたしまして、都道府県等、それから国民生活センターといったものによる紛争解決の在り方についての記述をいたしております。

それから として事業者団体の方でも紛争解決というのをいたしておりますので、そういったものをどのように生かしていくかといったことを書いてございます。

それから 15 ページの として「総合的な窓口機能の発揮」ということでございまして、さまざまな紛争解決機関があるわけですが、そういったものが消費者間のニーズに応じてどこにいけばどういうふうによく使えるのかといった総合的な窓口機能といったものを消費生活センターが果たしていく必要がある、あるいは国民生活センターにおいてもそういった窓口機能を発揮していく、あるいはさまざまな総合的な情報提供機能を発揮していくといったことの必要性を書いております。

最後に として、こういった裁判外紛争解決の役割のために行政、事業者団体といったものの役割を、消費者保護基本法を見直す際にそちらの方に明確に位置付けるべきであるということを書いております。

最後に仲裁の話が(4)としてございまして、これもスケルトンにございましたけれども、これにつきましては消費者、事業者間の仲裁契約の在り方といったものについて司法制度改革における仲裁法制整備といったものが今、動いているわけですが、それを踏まえて消費者政策の観点から消費者、事業者間の仲裁契約の在り方はどういうものが必要かといったことについて、別途こちらの方で検討を行うことにするというを書いております。

16 ページから としまして「消費者政策の実効性確保」ということでございますけれど

も、最初が「行政の推進体制」ということでございます。ここは前回の部会で論点として御議論をいただいたことでございますけれども、(1)の「国の推進体制」というところでは最初の5行ほどのところは現在、国の消費者行政がどのような形で担われているかということを整理をいたしまして、2番目のパラからでございますけれども、今後21世紀にふさわしい消費者政策を強力かつ効果的に推進するために、消費者行政といったものをできる限り統合することを目指して基本的な施策の企画・立案、推進等の機能を強化していく必要があるということでもとめております。合わせまして、消費者保護会議についてもその在り方を見直すということを整理をしております。

(2)として「地方の推進体制」ということでありまして、これについてはその広域的な消費者政策の推進の必要性が出てきておりますので、国、地方の適切な役割分担あるいは密接な連携といったことの必要性について整理をいたしております。

17ページでございますけれども、苦情処理体制につきましても今さまざまな市町村で消費生活センターの設置が進む、あるいは一部で統廃合といった動きがございますので、適切な体制整備、あるいは機能強化を図っていくということの必要性を書いてございます。

(3)として「国民生活センターの役割」ということ書いてございますけれども、最後の方のパラにございますように情報提供、紛争解決あるいは消費者啓発等のネットワークの中核機関としての役割を發揮していく、そのための機能強化が必要であるということを書いてございます。

それから、実効性確保の2番目としまして「違法・不当行為の抑止と監視」ということが17ページの下の方からございまして、「抑止策」ということにつきましては「行政処分」について、行政処分の厳正な対処あるいはその制裁金制度の検討、それから「行政刑罰」として罰金額等の見直しの問題、「事業者名の公表」といったことを書いてございます。4番目としましては、これはスケルトンでは明示的に挙がっておりませんでしたけれども、「連邦量刑ガイドライン的考え方の導入」ということございまして、その違法行為を行った事業者等について何らかの法令遵守のための社内体制といったものができているかどうか、その状況に応じて罰金額の増減をするという仕組みでございますけれども、こういった考え方を検討していく必要があるのではないかと書いてございます。19ページは監視の方の話でございますけれども、「行政による監視強化」という話が上段に書いてございます。それから、の方としまして、行政のみならずそれを補完するものとして「消費者による監視」ということで、例えば消費者が行政に対して措置を求めることができる申し出権といったものの活用といったものも含めて、消費者の目を活用した監視といったことの必要性を書いてございます。

20ページからが、3番目としまして「自主行動基準の策定・運用」ということでございますけれども、これにつきましては先般、松本委員長からも御紹介がございましたが、自主行動基準検討委員会でおまとめになったもののエッセンスを大きく4つほどに整理をしてここで書いてございます。

21 ページからが、4 番目としまして「公益通報者保護制度」ということでございます。ここにつきましても、スケルトンでお示しをしました論点をもう少し膨らませて書いてございます。1 番として「公益通報者保護制度の必要性」、2 番目として「制度の基本的方向」ということで制度の目的ということで、消費者利益の擁護を図ることをその目的とすべきであるということ。なお、そのほか人の関係、人の健康・安全、環境への悪影響等々につきましては別途の観点からの検討が必要と考えられるということを書いてございます。2 番目としまして「公益通報者の保護」の話でございまして、不利益な取扱いをするおそれのある場合に事業者がこういった不利益な取扱いをしてはならないといったこと等々、それからそのほか元従業員でありますとか派遣職員等々についても検討をする必要があるといったことでございます。

3 番目としまして「事業者内部での公益通報への適切な対応」の問題ということで、まず事業者内部において事業者等からの公益通報に適切に対応していくといったことが必要であるということを書いてございます。

それから「事業者外部への公益通報」ということございまして、一定の場合を除いては事業者内部での手続を経た上での通報を保護の対象とするということを検討すべきである。また、通報先として事業者に対して処分等の権限を有する主務大臣等について検討することが適当なのではないかということでございます。

「その他」として、公益通報が円滑に行えるための情報提供等の在り方についての検討ということございまして、以上をまとめまして「制度の具体的内容の検討」ということで、公益通報者制度の内容について早急に具体的検討を進め、必要な法制化を図るべきであるという整理をいたしております。

最後に、24 ページから「消費者保護基本法の見直し」ということでございます。消費者保護基本法の主要な問題点といったことで、これもスケルトンでも御議論していただきましたけれども、3 点ほどポツに書いてありますような、今の環境に対応していない、必要な施策が足りない、あるいは苦情処理、ADR についての位置付けがきちんとしていないといった問題を挙げました上で、「見直しの方向性」といったことで基本法制定後の経済社会の大きな変化に対応したものである。それから、個別の消費者関連法令の整備を図って消費者政策の充実を旨とするということを書いてございます。

その具体的な中身としまして、これはまた更に今後検討していく必要がございますけれども、幾つか考えられるものとして、1 つは消費者の権利というものを位置付けて、その実現のための消費者政策を行うといった理念をきちんと書くこと。それから、行政、事業者、消費者といった者の責務、役割をきちんと明確化をし、その際には消費者団体あるいは事業者団体といったものの役割も検討するということ。それから、個別の施策に関してもいろいろ抜けているものもございまして、基本的な原則をきちんと盛り込んで規定全体の充実を図っていくこと。それから、苦情処理体制の明確化あるいは裁判外紛争解決手段といったものの位置付けをきちんとすること。それから、行政の推進体制といったもの

についてもきちんと書き込んでいくということ。それから、事業者による自主行動基準の策定・運用といったような趣旨についても基本法の中でうたってはいかがかというようなことで、これは幾つかの例示でございますけれども、こんなことも頭に入れながら今後見直しを更に考えていくということにはいかがかということでございます。

最後に「今後の検討課題」ということでございまして今、部会長からもお話がございましたけれども、年内の議論をしてきたことを中心に、その大きな論点を骨太に取りまとめたわけでございますが、消費者教育、消費者組織の在り方、あるいは団体訴権、環境対応等々について更に年明け以降審議を行いまして、かつ今まとめておりますのはあくまで中間的な取りまとめでございますので、こういった内容についても更に検討を深めまして、来年5月ぐらいを目途に最終報告を取りまとめる予定であるということを書いてございます。

概略は以上でございます。

落合部会長 どうもありがとうございました。

それでは御議論をいただきたいと思いますが、まず中間報告の案のうちの と のテーマにつきまして御議論をいただきたいと思いますが、案でいきますと1ページから5ページまでの部分につきまして御意見をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

山本委員 3ページの1.の(1)の「消費者政策の転換」ということにつきまして、読ませていただいた感想を申し述べたいと思います。

ここで、消費者は事業者に比べ情報力や交渉力において相対的に不利な立場にあることから、従来の消費者政策においては、消費者を「保護される主体」として受動的に捉え」という考え方を抜本的に転換する必要があるというふうに記述されております。これを読みまして、消費者契約法という法律が施行されたわけですが、消費者契約法では消費者が事業者に比べてその情報力あるいは交渉力が相対的に不利な立場にある。そこで、一定のルールを設けて消費者の利益の擁護を図ることを目的としている。このように目的規定が置かれているわけです。

それで、ここの記述はそういう趣旨ではないと思いますが、何とはなしに消費者契約法の目的規定と整合性がないような感じがするわけです。消費者が事業者に比べて情報力や交渉力において相対的に不利な立場にあること、したがってその格差を埋めるために調整弁として消費者政策が引き続き必要であるということは21世紀においても変わらない、あるいはその必要性は一層強まると思いますので、そういうことを否定している趣旨ではないということをもう少しわかりやすく書いていただけないかと思うわけです。

理論的に考えましても、消費者の権利を消費者契約法でも取消権の拡充であるとか、あるいは不当条項の無効ルールを確立して消費者に民事のルールとして権利を与えているわけですが、そういう消費者保護の施策あるいは立法政策を推進するということと、そのことが消費者を受動的な立場に置いてしまって自立した主体ととらえないということは必ずしもそういうつながりにはないと思うので、そういう消費者保護の施策というのを

否定している趣旨ではないということをもう少し明記する必要があるのではないかと思います。

問題とされているのは、消費者を保護する手法、あるいはそれを保護する際の理念であって、保護すること自体が問題である、あるいはそれを転換すべきだということになりますと消費者政策にとっては、サッカーで言いますと相手のゴールにボールをけているつもりで自分のゴールにボールが入ってしまったという自殺点的なことになってしまわないか。その辺が心配でありますので、(1)の前半部分はこれまでは行政規制が比較的重視されていて、特に参入規制で事業者規制を通じて消費者利益を確保する、そういう手法が重視されてきたけれども、これからはそういうやり方を徐々に改めていくという趣旨であるということに書き改めていただけないか。そうした方がこの趣旨がより明確に現れるのではないかと思いますので、その点を検討していただければと思います。

落合部会長 ほかにいかがですか。では、岩田委員どうぞ。

岩田委員 私もこれを読ませていただいて今、山本委員がおっしゃったのと全く同じような印象を受けました。

1つは消費者契約法とのそご感ということと、あとはやはりこのままの文章ですとやや消費者に、おまえたちはもう自立しろと言って突き放しているというような印象が強い感じがしたんです。ですから、今おっしゃったようにもちろん自立した主体として支援はするんだけど、やはり守るべきところは守る必要が今後もあると思いますので、突き放してしまってあなたたちに支援はしてあげるから頑張ってくださいねというような方向にいくのではないということをもう少し慎重に書いていただいた方がいいのではないかと思います。

それからもう一つは、やや言葉を足した方がいいのかなと思いましたが、1ページでお書き加えになった「家族、ライフスタイルの多様化」というところは具体的にはどういことを言おうとしているのかというのがちょっとこれだけでは見えてこないんですね。例えば高齢者世帯の単身世帯が増えているといったようなことをイメージしていらっしゃるのか、少しその辺はこれをもって消費者行動の変化、多様化というのがどういうものなのかということが見えるような書きぶりにした方がいいのではないかと思います。

落合部会長 どうもありがとうございました。それでは、加藤委員どうぞ。

加藤委員 ただいま岩田委員がおっしゃった件なんですが、別途、私と山中さんと浅岡さんで意見書を出させていただいております。前の中間骨子についての意見も述べておりますので相当ボリュームがありますけれども、その6ページ目になぜ今、消費者政策の検討が必要かということで、こちらのつくっていただきました案に多少私たちの考えを補足させていただいております。

それで、これで見えていただくとおわかりのように、太い括弧で入れさせていただいたのは、本当は赤とか青で入れるとよくわかっていただけるんですが、今、岩田さんのおっしゃった部分でも「家族、ライフスタイルの多様化」で、こういうふうにも多様化してきた。

それがどうしたのか、その結果どうなのかという現状認識ですね。例えば、そのために高齢者や若年者への攻撃的、欺瞞的被害も拡大しているといったような云々とまたずっと続きますが、こういう私たち消費者、市民から見た補足をこの認識についてしていただければ、今の岩田委員のお気持ちにもこたえられるものがあるのではないかと考えております。そうなりますと、今の山本委員がおっしゃいました事業者規制の重視から消費者重視へという世の中の動き、これを消費者政策で柱としていくときには、やはり何と言っても消費者の信頼できる市場を確立するという、それは事業者間競争の促進という視点から単なる事業者間競争の結果、反射的利益として消費者利益になるというようなものではなくて、消費者志向の市場整備ということをきちんと意識づけたものにしていく。それがまず1点です。

それから、悪質事業者がばっこすることは絶対に許さない。過日、10月ごろでしたか、新しい公取の委員長になられた竹島さんが、独禁法で得はさせないといったような御発言をなさって大変厳しい姿勢で、消費者をだました事業者には得をさせないというコメントをテレビなどで見た記憶があるんですけども、この2つのところで消費者が健全な市場でプレーヤーとして自立的に行動できる環境の整備をしていくということが、大きな消費者政策の柱であると思います。

幾つか、細かく休みの間に一生懸命3人で相談した結果を入れておりますので、是非意見書として皆さんもこれをたたき台にして御議論を賜ればありがたいと思います。

落合部会長 どうもありがとうございました。ほかにこの部分に関しましてどうぞ。

では、田中委員どうぞ。

田中委員 私の方も意見書を出させていただいております、21世紀に消費者が自立して行動し、自ら消費者の権利を守っていくように進めなければならない時代であるという基本理念には賛同するものであります。そのための環境整備や支援策を相当に検討していかないと実が伴わないという皆さんの御発言と同様のことをこの面では感じておりますので、特に交渉力の格差の問題でありますとか、あるいは事業者側のコンプライアンスの確立や、消費者の方を向いた仕事の姿勢を確立するというような点について、明確な記述をした方がいいのではないかという感じをしております。

この部分について多少申し上げますと、この前のときに申し上げた科学技術の進歩ということはIT、情報だけの問題だとは思っておりません。例えば、バイオテクノロジーが進むことによって食品の問題だとか、医療や薬品の問題で新たな事態が起こっております。それは、環境問題等にも影響を持つような側面もある。科学技術の前進を消費者の利益享受、国の豊かさのために活用することは積極的にやるべきであります、同時に問題もいろいろ起こるわけですから、そういったことも21世紀の急速な科学技術の進歩の中では消費者政策の重要な一環として考えないと、科学技術問題はIT問題だけだということにこれだけでは読み取られるおそれもあると思います。

それから、環境問題ということが消費者政策検討の一つの契機にならないのかというこ

とも、1ページのところでは感じるところがございます。

それから、3ページの「消費者政策の転換」というところでは、歴史的に見て当然のことだと思いますが、20世紀の後半に日本は産業振興ということを中心に国の政策は組み立てられていたので、それが時代の変化に対応できなかつたり、機能不全を起こしたりという問題が今の一つの社会的な特徴になっている。それで、消費者がそういう産業振興の中で弱者であり、一人前として認められないで保護されるべき対象しかなかったのを転換して行くのは歴史的な国の政策転換の一環ではないかと私は思っております。ですから、消費者の置かれている条件がこうだからというだけではやや転換の意義付けが弱く、狭いではないかというような感じがしないでもない。この辺は表現としても変えた方がいいのではなからうか。

それから、先ほど触れたことと重複しますが、自己責任というのは私は賛成なのですが、自己責任が果たせるような環境整備、例えば交渉力、情報力の格差をどう埋めるかなどのいろいろな問題がございまして、消費者の権利を守るために何をすべきか、特に行政に考えていただきたいこと、それから事業者の側が襟を正さなければならないことというような、総論のところのどこまで書き込めるかという問題はあると思いますが、誤解を受けないように、そこは今お話にあったように自己責任という名の下に突き放してしまうのかと言われるようなことではない整合性と気配りが総論の部分で必要なのではないかと思っております。

落合部会長 では、福川委員どうぞ。

福川委員 議論を取りまとめていただいて大筋はいいと思うんですが、1、2私の感想を申し述べてみたいと思います。

1ページですけれども、ここでは市場メカニズムの重視とグローバル化とIT化と、それから家族、ライフスタイルの多様化ということが書いてございまして、1つはIT化というものの中身ですけれども、ここで書いてあることは消費者が利用できる情報量が飛躍的に増大をした、双方向になったということなんです、ここで商取引のいろいろな形態が多様化、複雑化した。それをIT化は促していることなので、そういう商取引が非常に多様化、複雑化したということも一つの変化ではないかという気がいたします。

それからIT化で書くかどうかというのが一つの問題で、あるいは別の点かもしれませんが、やはり技術が非常に高度化した。例えばバイオだとか遺伝子組み替えだとか、いろいろ新しい技術が出てきて、新しい商品サービスが非常に複雑に出てきているということもこの一つの変化ではないかというのが2点目であります。

3点目は3ページですけれども、ここで「消費者政策の理念」ということで「消費者政策の転換」、「消費者の役割の転換」、「消費者政策の重点の転換」と、3つとも「転換」という字が書いてあって、これは3つそろえて「転換」という表現を使われたんだと思いますが、特にこの「転換」なのですが、私は転換と言うと非常に180度変わるという感じがするんですけれども、ここで書いてあるのは消費者の役割というのも今までの継続性もあ

るといふことなので、むしろ進化というような、継続性がありながら進歩しているんだ、前進をしているんだという意味の方がこの中身から見るとふさわしいのではないだろうかと思ひます。これは表現だけの問題ですが、そんな気がいたします。以上です。

落合部会長 それでは、松本委員どうぞ。

松本委員 3ページ、4ページ辺りですが、私は現在消費者政策を3つの波で歴史的に考へております。1つ目の波が、60年代に法整備が進められたころのいわゆる行政規制中心による波である。2つ目の波が、ここで書いてある民事ルールを整備することによって消費者に力を与えて自ら守れるようにするという90年代ですね。それで、現在3つ目の波として事業者の自主的な取り組みを促進していくようないわゆるコンプライアンス、自主行動基準といった波が襲ってきているわけですね。しかし、1つ目の波は2つ目の波がくれば消えてしまふとか、2つ目の波は3つ目の波で消えてしまふというものではなくて、波は重なってくるわけですから、政策手法が増えてきているんだというふうに整理すべきだと思ひます。その中で新しい手法が出てきたわけですから、少しそちらの方に力をかけていくという感じではないかと思ひます。

特に3ページの(1)の書きぶりなどですと、どうもその3つの関係がちょっとわかりにくいといひますが、特に2つ目の民事ルールの整備の話と3つ目のコンプライアンスの話が、転換というところで必ずしもよくわからないような書きぶりになっていて、いきなり民事ルールをすっ飛ばしてコンプライアンスだけの話に飛んでいるような読み方もできますので、その辺はそれぞれが重層的に行われているんだと、市場メカニズムの利用にしても民事ルールの導入というのは部分的な市場メカニズムの導入なわけですが、コンプライアンス経営の促進というのはいち少しそれを大規模に、個別の被害が起こった後での私的救済という側面における経済的メカニズムの利用よりももっと早い段階でやろうとするものなので、市場メカニズムの活用自体にも相当変化が出てきているんだと考へます。以上です。

落合部会長 鍋嶋委員、どうぞ。

鍋嶋委員 5ページのところなんですけれども、行政、事業者の責務と消費者の役割ということで、このところだけ「消費者の役割」という名前になっている。現在、私はここは自立した消費者ということならば、消費者の責務ということでもいいのではないかと思ひます。その中には、ここにも書いていませんが、いわゆる正常な消費活動を行うためには道徳的な行動とか幾つかあると思ひます。この前の札幌の西友の事件のような、事業者としては不適切な対応だったのかもわかりませんが、思いもよらない消費者行動が起こる。あれは要は道徳的な問題だと思ひるので、そういうことも含めて、私はこの点は(3)は「消費者の役割」ということではなくて、はっきりと消費者の責務という形で幾つか入れた方がいいのではないかと考へております。落合部会長 では、浅岡委員どうぞ。

浅岡委員 先ほど加藤さんからお話いただきましたように、非力ながら議論を充実させつつ前向きに進めるためにということで、少し加除を加えたものをお出しいたしました。

全部尽くしたものではありません。今日はいろいろお話をお聞きしながら、すべてもっともだと思いつつ聞いていました。

ただ、今、鍋嶋委員がおっしゃったり、ずっとかねて議論になっている消費者の位置づけをどのようにしていくのかという点では、私どもが出しました意見でも少し配慮しましたのは、こちらの案で9ページの のところで、自らの消費者利益を確保するよう行動していくことが必要になっているというよりも、期待をされているというくらいの表現にとどめたところです。確かに21世紀型消費者政策をとということですので、少し長期的な視点も持っているべきだし、少々夢も希望もなくでは困ると思いますし、消費者の目から見ても我々がどうなっていこうとするのかということは必要だと思うのですが、これまでの議論の中でもそのように対応することができない人たちも確実にいるわけです。

それがきれいに線が切れるのではなくて、グレーゾーンがたくさんあって、1億人が皆、消費者であるということを考えたときにすごいマスでそういう人たちがいる。先ほどの核家族やライフスタイルの多様化という中で、更に踏み込んでやはりもう少し分析をして考えていかなくはいけなところとか、あるいはさまざまな教育の場で十分それに耐えるように訓練されるようになるには、教育ですから何十年とか百年の計が必要でしょうし、法的な権利としても非常に不十分なところである。この期待、理想と現実、現在のギャップとを、これから21世紀型というようなことになっていますが、消費者政策の基本的考え方の中にどうつないでいくかについて、よく考えないと懸念も、一方でとても大きくなるということでの御指摘が幾つかあったと思います。

山本先生がおっしゃられたことは私どもずっと気になっていまして、先生が御指摘のようにそこは誤解がないようにという点ではやはりしっかり入れていただくと。対応できない、あるいは対応することが困難な層に対してどうすべきか。これは反面を言えば事業者のあってはならないことです。対応すべき責務について、事業者の自主的な取り組み、コンプライアンスと言われているのも、自立したちゃんとした人を対象として、それに対するコンプライアンスと今は考えられているところがあるので、きちんとコンプライアンスでマッチしているかという、していないような点もあるように思います。

そういう意味で、過渡期であり、かつ方向性も見せつつ、そして消費者にどういう権限が与えられるべきなのかというところがしっかりとらえられること、それから転換と言うからはこれまでのような産業育成重視から消費者重視に変わるんだと。その背景には少し書き込みましたが、消費者自身も意識の中では変わってきていますよと。将来を見ると、事業者もそれを見ておかないと時代を見誤りますよという辺りは含めていただければいいなという気持ちもありまして、少し細かく書き加えるようにしたところです。消費者の責務とか言われたことに関連すること以外の皆様の御意見については、それはそうだなと思いつつお聞きをしていました。

落合部会長 では、宮部委員どうぞ。

宮部委員 今、皆さんがおっしゃった「行政の責務」、「事業者の責務」、「消費者の役割」

のところですが、私は「行政の責務」というのは「消費者政策を展開する責務がある」という、この一行では不十分だと思います。現在ある法律をきっちり適正に運用するということは必要ないのでしょうか。ほかのところは皆、細かいことが書いてあるのですが、行政は政策だけつくればいいという話ではないと私は思います。ほかとのバランスもありますし、この部会でも相当行政の体制はこうあってほしいとか、法の厳正な運用、執行を行うべきだというような議論があったわけですから、そういうことを書き入れたらいかがだと思います。

落合部会長 加藤委員、どうぞ。

加藤委員 鍋嶋さんがおっしゃいました「消費者の責務」という言葉ですけども、確かに消費者にもある種の責任はあるかと思いますが、ここは組織的な事業者あるいは行政と生身の人間の個々の今、浅岡さんがおっしゃいましたように非常に幅のある消費者、全体としてはいろいろな立場の消費者があって、それを個々の一人ひとりとして考えたときに、そこに責務という言葉は余りにも過酷ではないか、意識して消費者自身、御自分で役割を果たしていくというくらいでよろしいのではないかと考えております。

それから、消費者の権利のところでございますけれども、大分整理していただいて骨子よりも十分になってきたと思うんですが、ずっとこだわり続けてきておりますことが、例のC Iの提唱している消費者の8つの権利でございます。この中で、環境の問題がこのところは一応中間報告まででは出てきていないのですが、そのところをどうするのかというふうに気にしております。

もう一つ、きちんと入れていただけないかと思っておりますのが、浅岡、山中、加藤意見で出しております、消費者が団体として法的に消費者の権利を行使できる権利があるということ、これを明確に位置付けてもらえればいいのではないかと思います。

それからもう一つ、非常に気になっておりますのが、この議論が始まった夏のころに全国消費者団体連絡会からの意見書でも申し述べましたが、取引市場における消費者という意識づけだけではなくて、憲法25条の健康で文化的な生活を営むことのできる国民としての権利という、C Iの権利で言いますと生活の基本的ニーズが満たされる権利といったようなところがどうしてもここにはなじまないということなのではないでしょうか。今は入っていないわけです。

そこで一つの案として、例えばEUがアムステルダム条約の中に、「消費者保護の要請は共同体の他の政策及び活動を実施する際には考慮する」、これが153条の2項にあるようですが、このような書きぶりをどこかで、例えば今の共同体というのは我が国のということになるかと思いますが、どこかにそういったような入れ込み方をして、今ずっと何年も低迷している経済とはいえ、安寧な生活をほとんどの人が、いろいろと足りないものもありますけれども、何とか全体的には国民生活が持ちこたえておりますけれども、もっと大変なことになったときにも消費者政策の中にそれが対象になるような、昭和30年代に公共料金だの、お砂糖だの、そういうものの高さに悲鳴を上げたのがそもそもの消費者政策の主

流であったわけですが、最近ずっと豊かな国の消費者政策の中でそういう視点というのがどこか欠落してきているように思えてなりません。消費者の権利の中にもう一つ大きく、だれもが救われるような権利があるといえますか、生存権的なものが、これを権利として書かなくてもどこかに、先ほど申し上げたEUのアムステルダム条約の精神のようなものが基本法の中に入れられるというようなことをお願いしたいわけでございます。

落合部会長 鍋嶋委員、どうぞ。

鍋嶋委員 私の5ページのところの話が出ていますけれども、私は市場メカニズムを重視していくということは企業と消費者、それから社会、行政もそうなんです、これから先は消費者が企業の行動を見てそれを判断するということは私はわかっております。そういう意味で、逆に言うと自立した消費者の方もしっかりした責務を持つということを明らかにした方が、消費者の皆さんの責任ということだけではなくて権利を保全しているということになると思います。

特に、先ほど言った道徳的な行動とか、更に言うと環境に対する問題、環境のいいものを企業が売ろうとしても、それは消費者が買うか買わないかなんです。消費者が買えば、それはどんどん広がって、今よりもスピードが早く環境にいいものが出てくる。そこら辺は全く消費者の問題というところがあるわけです。企業の問題もあります。ただし、消費者の責務としてそういうことをはっきりと述べた方が私はいいと思います。

落合部会長 浅岡委員、どうぞ。

浅岡委員 繰り返していると時間がたって大変なのですが、そこで言われる責務というのは、やはりいろいろな点で誤解を招くと思います。それから、市場メカニズムとの関係で今日松本先生が資料6で出してくださっているのは大変示唆的なんです、その最後のところの8ページに、事業者団体による自主規制や共同規制がなされてもアウトサイダーの多い業界では消費者保護の効果は薄いと書いていらっしゃいますが、ここの部分がコンプライアンス、自主的取り組み、それをベースにして、そして消費者にも自立ができる人には自立もしてもらって市場メカニズムをとということを言いますと、実際の消費者の関わる法的ないろいろな関係というもののあるパーツを言っていることにしかたないんですね。その部分で、責任と言われることを将来的にまた担っていったらいいねということはある得ると思いますけれども、そういうことが全体に及んでいるように誤解を与えるのではないかと思うことが1つです。

それから、北海道での例の西友の事件というようなものは強盗としか思えないような、あるいは本当に詐欺としか言えないような消費者取引被害というものが何千というベースで今、世の中にあるという、この部分について、では事業者はどういうことになっているのか。そういうものは本来あってはいけないことだから、そのために対応するというのをベースに置かないということと言われるんだと思いますけれども、似たような話なのではないかと思います。

環境については、消費者は環境にいいものを買おうとするにはそれだけのメッセージも、

また買やすい社会経済的なシステム、環境にいいものがそんなに大きな対価を払って意識のある人が買うべきだというふうなことではなくて、自然に環境にいいものを購入していくことが経済的にも見合っているという仕組みをつくるのが合わせて必要なことでありますので、そういうことも含めていろいろ考えますと、この場所に今、鍋嶋委員がおっしゃりたいことを組み込むにはいささか不安があるのではないかと思います。

落合部会長 それでは、理念的な問題と、その基本的な消費者政策の在り方の問題を非常に御議論いただきましてありがとうございました。

今度は更に進みまして の「消費者政策の展開」という部分です。これはかなり長いのでありまして15ページまでということになりますが、この部分につきまして御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

山中委員 今、手を挙げるのが遅くて、浅岡先生の続きをまず言わせていただきたいのでございます。

5ページに戻りまして「消費者の責務」ということでございます。加藤先生と私も同様な意見でございまして、やはりまず行政、事業者ありきで、その後にその品物を我々消費者が買うという立場にある以上、自主的な消費者になることはもちろんでございますが、やはりすべて消費者から物を発して物ができたり、そういう市場メカニズムということが、私は今とても、すべてにおいてそれは無理なことだと思います。それよりも、役割がまだまだたくさん消費者側にある段階でございまして、それが何十年後には責務という言葉できちんとたえるときがくるかと思いますが、今はやはり責務となりますと逆なマイナス面の方に、消費者がよりそういう立場に置かれる可能性が高いような言葉としてどうしてもとれます。ですから、このまま私は役割にしていいただきたいということが1つです。戻りましてすみません。

それから、11ページの「その他」のところでございます。前のところでも申し上げたいことはあったのですが、これはまだたたき台かと思ひましてこれからいろいろ変わってはいくと思うのでございますが、とてもあいまいな表現が大変あるような気がいたします。11ページで例えばということで申し上げたいのでございますが、(4)の「その他」の中の方で最後から2行目に「新たな商品・サービスの出現に対して対応が後追いとなる懸念があるため」と書いてあるのでございますが、これはもうそういう段階ではなくて現にあるわけなんです。ただ、それが行政の方に届いていなかったり、まだ消費者の中だけの被害であってそれが表に届いていなかったり、あるいはどこの法に引っ掛かるのかというのがわからなくて消費者が耐えている部分というのが現にいろいろ起こっております。ですから、もう少し「懸念があるため」ではなくて、こういうところにきているから迅速かつ的確に対応できるようというようにもう少し強い語句を使ってはっきりした言葉遣いに変えていただきたいと思います。

前にもそのようなところがあったのですが、例えば先ほど「行政の責務」のところなどでも消費者政策を展開する責務があるだけで終わっているのですが、そういう場合でも例

えば消費者政策を適正かつ速やかにとか、これはごく一部で今、申し上げますが、もう少し全体的に強めた表現、的確に表現していただけたらと思います。以上でございます。

落合部会長 では、それに関連して高委員どうぞ。

高委員 私も5ページのところで言おうと思っていたんですけども、1番の「行政の責務」というところは私も確かに書いている文言は少ないと思うんです。例えば16ページ辺りの行政の推進体制とか、こういった議論をこれからやるんでしようが、やった上でこの1のところを後で膨らませていただけないかと思います。

それから、消費者の役割、責務という問題ですけども、実は西友のケースを見てもわかりのように、確かに一面から見ればあれは消費者の行動でもあります、かなり若い人たちがやっている。ああいった方々が今度は企業に入れば、やはり同じような欺瞞的な無責任な行動を取る可能性が十分あると思うんです。ここで書くことではないのかもしれませんが、今後の課題の中で教育機関の責任というんでしょうか、若い人たちに対する倫理教育といったものも盛り込んでいくべきではないか。ですから、消費者、事業者という分け方ではなくて、若い世代に対する教育ということを後の議論の中に入れていただければありがたいと思います。

落合部会長 では、加藤委員どうぞ。

加藤委員 ここは本当に後追いをやっている時代ではないと思います。今度、特商法について経済産業省の方で7役務1商品を新たに追加指定すると、一生懸命並々ならぬ努力をこの間ずっと続けてきておりますけれども、これは指定されるまでの間は事業者の方は脱法行為をできるわけですから、その間、先にその被害に遭った消費者というのはやはり行政機関というか、法律の保護から見殺しにされるという状況なわけですね。ですから、絶対にこれはやめるべきで、どのような取引であれ、商品、役務サービスの販売については適正な売り方をしなければいけないという指定商品制の撤廃ということを明言していただけないものかと思います。

落合部会長 では、福原委員どうぞ。

福原委員 今のお話ですと、また3ページに戻りまして最後の行で、「事前規制」から「事後チェック」へと重点がシフトしつつあるというのと、今のお話というのはかなり矛盾するところなんですね。それともう一つは、事前と事後と2つしかないのかということがあるわけです。今、行政が転換しつつある状況の中で何か手が打てる方法があるんじゃないかという趣旨の御発言だったと思うんですけども、手を打つべきであるということだと思います。そうすると、すべてが事後チェックになってしまうとそうではないということになりますので、この表現がそごをすることになります。

落合部会長 宮部委員、どうぞ。

宮部委員 今の話と関係がありますので、7ページの「リコール制度の強化」についてお話しをしたいのですが、アメリカの場合はどういう場合にリコールをするかの基準がはっきりわかる制度になっています。それで、合理的で明確な基準をつくらずに何か事があ

ったときに事業者の責任のみを追及するというのではなく、行政ともよく話し合っ、リコールの条件を合理的なものにして遵守を求めるということにはどうかと思います。現在のリコール制度自体に非常にあいまいなところがありますので、何か行政のなすべきことを1行、迅速に適用し実効性を高めるということに限らず、行政自身も反省して基準を合理的で明確なものにするべきであるという文言を入れていただきたいと思います。

それから、事業者の情報提供義務のところでございます。これは確かにここに書いてある通りのことではございますけれども、これは各業種、業態で情報の中身というのは相当違っておきますので、一律に法律で情報提供義務を定めると結局あいまいな規定になり、解釈の問題が残りますので、そこら辺をどう現実問題としてそこをきたさないようにするか、この辺の考えを何かうまい書き方で入れていただきたいと思います。

落合部会長 松本委員、お願いします。

松本委員 3点ほど申し上げます。

1つは今、宮部委員がおっしゃった9ページのこととも絡むんですが、情報提供についてだけ基本原則として挙げるよりは、むしろ前に部会で議論した記憶があるんですが、保護基本法の中にもう少し取引一般についての原則を、例えば、EUの調査でも各国でいろいろな形の規定の仕方があるんですが、公正取引の原則とか、フェアディーリングとかフェアトレードの原則とか、そういう趣旨の規定を一般的なものとして置く方が、後の法整備などにはプラスになるのではないかという気がいたします。

第2点は11ページの(4)の「競争政策の活用」という言い方がちょっと引っ掛かります。公正取引委員会の方の研究会の報告書では、公正取引委員会として従来競争政策を一生懸命やっていたけれども、消費者政策の方も公正取引委員会としてやるべき部分があるので両方やるんだという趣旨の書きぶりになっていたと思います。そういう意味で、消費者政策をやるのに競争政策を活用と言うと、競争政策は競争政策としての重要な意味があるわけで、むしろ連携とか、あるいは競争当局との連携とか、もう少し表現ぶりがあるのではないかという気がいたします。

3つ目が15ページの総合的な窓口機能という点で、消費者が相談に来た場合にセンターで適当な窓口を紹介する、そういうクリアリングハウスの役割を果たせということで、それはそれで重要なんですが、単なる紹介だと、いわばたらい回しとか責任逃れという危険性もあります。東京都の消費生活対策審議会の部会で、限られた予算と人員の中で相談や依頼救済をいかにやっていくべきかという審議をしております、その中で1つは内容面での質的な向上を図るための幾つかの施策と並んで、民間の相談機関や紛争解決機関との連携というのを打ち出しています。あるいは、民間以外の行政の他の窓口等との連携というのを打ち出しております、連携ということの中は単に紹介をするだけではなくて、その紹介をした先での、あるいは紹介をする前の紹介に値する機関かどうかの内容面でのきちんとしたチェックを前提とした上で、紹介された機関がその事件にきちんとして対応して相談に乗ったり処理をしてくれているかどうかについてのフィードバックのメカニズムも

含めた意味での連携ということを考えておりまして、現在インターネットで論点整理が公表されているところです。

したがって、ここでも単なる紹介というよりはもう一步踏み込んで、中身の解決にも少し責任を持った形での連携という方に行くべきではないかと思えます。以上です。

落合部会長 福川委員、どうぞ。

福川委員 まず6ページでございますけれども、ここで「事前規制の必要性」ということが書いてあります。この消費者政策の中ではまず基準設定の適正化ということが非常に大事で、その上で事前チェックがいいか、事後チェックがふさわしいかという、その方法論だろうと思うんです。多分、前の方でグローバル化ということから言えば、安全基準をある程度国際的な視野も入れてつくっていくということが事実必要だろうと思えますし、現に農薬の残留基準などは食品衛生法でまだ十分できていないというところに不満もあつたりするわけで、このところで「事前規制の必要性」の前に消費者政策としては適正な基準設定ということがあって、そしてそれを実行する上で事前がいいか事後がいいかという判断なので、ここですと何か事前規制が必要だということの言い訳というか、それを求めている感じがしますが、そこはもう少し客観的に書いた方がいいのではないかという気がいたします。

それから、消費者政策をするときに市場という原理を入れようということは前から議論になっているところです。したがって、11ページの競争政策のところの書き方はいろいろ御意見が出ていましたが、「その他」というのは私は見出しとしてはいかがかなというふうに思って、きちんと位置付けてはどうかというふうに思います。

それからもう一点は前の4ページ、5ページとも絡むことなんですけれども、消費者政策というものをどう位置付けるかということなんですが、4ページを見ると消費者の権利というのがあって、上にポツが7つほど並んでいて、それを自ら実現していくという位置付けになっているわけです。そして、その自ら実現するために、その必要なために消費者政策を展開すると4ページで書いてある。一体この消費者の権利と、その次の5ページには責務があって、そして今度は政策の展開があって、権利と言うならば自ら権利を行使して実現をするというのが本来でしょうが、しかし、その権利を実現をしやすいのが消費者政策なのか、ずっと読んでいくと消費者の権利と、消費者が自ら実現していく権利のものと、それから消費者政策という形で政府に頼んでいくものと、こういう形のところの関係がわかりにくいので、私も今すぐこうしたらという提案がないので恐縮なんですけれども、そこをわかりやすく権利と責務と政策というのをうまく位置付けられないかなという感じがいたします。

落合部会長 野村委員、どうぞ。

野村委員 先ほど情報提供義務の意見がありまして、パブリック・ヒアリングということでこれでもいいのかなと思っていたんですけども、消費者契約法の立法のときからずっと問題になっている点で、情報提供義務というのは現在の民法の中でも恐らく基本的に

は認められていることであって、新たにこれからつくられるというものではない。そういう意味では明確化という表現でいいと思うんですけども、重要なのはその先に実際に情報がきちんと提供されるような仕組みですね。先ほど業界団体によっていろいろ違うという話がありまして、それはそのとおりだと思うんですが、そういう実効性があるような提供の仕組みを考えるとということが重要じゃないかと思ってまして、今回この中でそういう方向のことを書いていただければ一番いいと思うんですけども、これから中間報告の後で議論を進めていくときにはそういう点も少し考慮に入れていただければと思います。

落合部会長 加藤委員、どうぞ。

加藤委員 リコールのところですけども、私どもの意見書は後でゆっくり点検していただきたいんですが、ここに細かく書いてございますけれども、やはり今、行われている分野だけではなくてほかの分野でも必要に応じてこれを制度化するということが非常に必要だと思いますので、そこを強めて書いていただければと思います。

それから、危害までいかない危険というものも、単独に危害、欠陥情報だけではなくて危険の情報というのも立たせる必要があるんじゃないかと思っています。

それからもう一つは11ページの「その他」の前でございますけれども、意見書では私も別に最近非常に大きな問題になっている消費者信用のことを単独に立てて、消費者信用の適正化についてやはり販売信用における与信業者、それから販売店が入ってくるので、その辺の連携責任や金銭消費対策における金利規制、めちゃくちゃな金利もあります。こういった問題は社会問題にもなっていますので、単独の項として立てていただければと願っております。

落合部会長 浅岡委員、どうぞ。

浅岡委員 松本先生がおっしゃられたこととも絡みまして、安全の確保の点も取引の適正化、公正の点も、その前のパーツとこのパーツとの間がちょっと飛んでしまうんですね。それで、消費者政策の展開という部分がかかなり個別の事項にどんと落ちてしまっています。これにどう対応するかについて、余り大きな組み替えの議論をするのも書くのが大変なので、前書きの方に少しそういうことも含めています。5ページで、私どもが書きましたところでは11ページですけども、事業者はということで「事業者の責務」という形で少し大枠の提案があるんですが、どこかにやはり目指す原則のようなものですね。安全な商品が供給されることを確保するんだとか、公正取引を実現するんだとか、情報の共有化を図るんだとか、中段の項目があって、それをどうブレイクスルーするのかを記述していった方が流れとして全体像がつかみやすいし、今後どういう部分を補充していくべきかということも見やすくなると思います。

特にそういう点で言いますと、取引の適正化という部分は我々の現場から見ますと随分いろいろ個別的な対応としても抜けているところを感じるんです。でも、今ここに書いてしまうと非常にごちゃごちゃになるので、ここはもう少し整理をして私たちも意見を出すようにしていこうと今、弁護士の仲間では話をしております。

それから、先ほどのお話の情報提供の関係は、加藤さんが言ってくださった「危険」という部分で、やはり人の被害が起こる前にちゃんと情報が共有できることという意味で明記して行ってほしいと思います。今お話いただいた点でいかに実効性のある形にするのかというところを考えますと、この公表という言葉を使うのも善しあしなんです。非常に厳格的な運用がされてきたことが公表の歴史にありまして、それを引きずってしまっています。むしろ情報公開法の仕組みに基づいて行政が把握する事実については行政が積極的に消費者に提供していく。そういう責務、義務ということを位置付けるのが一つの方法ではないかと思います。

そういう立法議論もなされているんですね。情報提供制度のようなものをつくっていいのではないかと。ルールに乗りやすいものですね。情報公開だと一々請求してとなるんですけども、そうではなくてどうせ請求されて出すようなものは前もって出していいこうとすれば、かなり実効性は上げられるのではないかと思ったりして、そこまで踏み込んだ表現に我々が書いたものになっていないので補足したいと思います。

落合部会長 それでは、山本委員どうぞ。

山本委員 先ほど鍋嶋委員の問題提起を端緒として幾つか議論が交わされましたけれども、この文章全体において「責務」という言葉と「役割」という言葉が出てきます。その際に、例えば役割分担という記述がされている場合、これは明らかに日常語的な意味で使われているのだと思いますけれども、そのほかに消費者保護基本法の見直しをするときに「責務」という形で規定するか、「役割」という形で規定するか、やはり若干ニュアンスの差があると思いますので、それは法的な意味で使われているというふうに理解されるわけです。それで、日常語的な意味で書かれている場合は問題ないんですが、法的な意味が込められている場合につきましては、やはりその全体の整合性をとっていく必要があるのではないかと思います。

その観点から言いますと、これは個人的な意見で御賛同いただけるかどうか分かりませんが、15 ページのところで で裁判外紛争解決の部分で役割という言葉が出てきまして、行政と事業者団体ということが出てきますが、行政の辺りは「責務」でもいいのかと。しかし、多分ここは「役割」というつもりで書いているのかなという気がしますのは、25 ページの消費者保護基本法の話にちょっと飛んでしまいましたが、関連しますので申し上げますと、その でもやはり「役割」というふうになっております。しかし、現行法ではあせんに努めなければならないという書きぶりになっておりますので、やはり言葉としては「責務」の方が適切なのかなという感じを受けます。そういうふうなことで今のは例示ですけども、そのほかにも「責務」、「役割」という言葉が各所に出てまいりますので、その辺の位置付けを整合性をとってやっていただく必要があるかなと思います。

それで、先ほどの鍋嶋委員の御指摘のところは私は個人的には「役割」かなと思います。ただし、環境関連につきましては、正確でないかもしれませんが、循環型社会促進基本法という基本法がありまして、そこでは「消費者の責務」という形で規定されているわけで

す。したがって、環境関連で消費者保護基本法でどういう規定を置くか。その中身によってはそのところだけを「消費者の役割」とは別に「消費者の責務」という形で置くのかどうか、その辺は今後の消費者政策における環境対応の議論を深める中で審議すればよいかと思えます。

第2点ですけれども、10ページのところに「適合性原則」という言葉が出てきます。これはそこに紹介されておりますように、証券取引法とかの法令に規定されている原則ですけれども、ある一定の消費者あるいは一定の投資家に対しては、その投資目的や財産状態、投資経験に照らしてリスクの高い取引を勧誘してはならないという原則なので、この「消費者の知識、経験、理解力等に適合した勧誘等を行うとの考え方」ということで、適合性の原則の考え方がちゃんと反映されているのかどうか。もう少し強いといえますか、そもそも勧誘してはならないということですのでそこを検討していただきたいと思えます。それで、勧誘してはならないといえますと相当踏み込んだ原則なので、それが消費者契約に一般に適用される原則なのか、それともやはりリスクの高い取引、投資取引でありますとか、あるいは例えば若者で社会経験のない人にマルチ商法をそもそも勧誘してはならないとか、そういうリスク取引についての原則なのか、その辺の検討が適合性原則だとすると必要になるのかなという感じがいたします。

次に、適合性原則の話をちょっと離れて、そこに書かれております「消費者の知識、経験、理解力等に適合した勧誘等を行うとの考え方」ということで見ますと、これは質問ですが、具体的な消費者を相手にして、それにマッチした勧誘を行うという考え方という意味で使われているように思うわけですが、そうしますと消費者契約法のところでも議論しましたけれども、一般的平均的消費者との関係で考えるのか、それとも当該の消費者との関係で考えるのか、これは消費者契約法の4条の重要事項のところでもかなり議論したところなんですけど、ここで勧誘行為の適正化ということでもかなり広くとらえておりますので、そういう消費者契約法4条の考え方の一部の見直しということまで含んでいるかどうか、その辺がちょっと気になったということでもあります。

落合部会長 浅岡委員、どうぞ。

浅岡委員 今の山本先生の御意見に私も賛同したいと思えますが、15ページまでということで、12ページからの3番の「苦情処理・裁判外紛争解決」につきましては、表題を苦情処理裁判外というより苦情処理紛争解決をしていただくか、裁判及び裁判外紛争解決としていただくか、そのことを指摘するのを忘れましたので今、我々の意見に追加しておきたいと思えます。

かねて言っていますけれども、裁判外紛争解決機能を充実強化することにそれ自身何も異論はないわけですが、それが裁判の利用を逆に抑制することになるのは本末転倒でありますので、そこはお互いの意義と役割とそれぞれを強化することが必要であるという大枠がきちんと把握されていることが必要だという意味で、我々の意見書の18ページのところにはこういうふうに書いていただければいかがかということを出しておきました。

それから、先ほど松本先生からお話がありましたが、国民生活センターは独自の紛争解決のためのルール化をしていく、あるいは具体的解決をしていく役割があるということがどうしても前からずっと外れてしまうんですけれども、都道府県でやると言っていて、それを支援すると言っても、何を支援するのか本当によくわからなくて、せっかくある国民生活センターの機能を強化する。国民生活センター自身の組織運営の在り方もいろいろ認識化していくということも合わせながら考えているわけですが、そういう機能も持たないで、またADRについても紹介をすると言っても調査や評価する機能を持たないでただリストを出しますということでは何のために国民生活センターがあるのかわからなくなってしまうんです。それが権威的な面だけ紹介先として残ってしまうようなことになればよくないと思いますので、そこを合わせて指摘しておきたいと思います。

発出者負担制度との関係ではこちらの意見書の18ページのところに書いていますが、もう一つ、仲裁制度との関係で22ページのところに出しまして、事務局案では15ページになるんですが、「司法制度改革における仲裁法整備の動向を踏まえ、別途検討を行うこととする」としますと、非常に司法制度改革における仲裁検討会での取りまとめの意向というものを引き継ぎますというふうに読めてしまうように思えますので、もう少しフリーハンドで実態に合わせて議論をしていくことが必要だというニュアンスは入れておいていただきたいと思います。

落合部会長 有馬委員、どうぞ。

有馬委員 国民生活センターの役割についてでございますけれども、今、浅岡委員も御指摘くださいましたように、13ページのところでは消費生活センターその他への支援、14ページのところでは国民生活センターの苦情処理専門委員会による支援と、それから15ページのところでは総合的な窓口としての紹介というふうな形でこの苦情処理紛争解決についてこの中でメンションされておりまして、どのような形が最も望ましいかということについては国民生活センター自身でも私どもは今、勉強させていただいているところでございます。

それで、例えば13ページのところで消費生活センター等の支援についての役割分担を、現在ではございませんけれども、法的に明確化すべきであるという、この法的明確化については私どもも大変望ましいことと思っております。しかし、これまでも御指摘がしばしばありますように、その内容についてはもう一つ不分明なものがある。その辺りの明確化が必要かなと思っております。

それで、最終的な紛争処理の形として、例えば現在内閣にあります公害等調整委員会のような形を国民生活センターが担うことになるのかどうかという辺りについて、今後もう少し検討が必要なかなと思っております。以上でございます。

落合部会長 もしよろしければ、この段階でその次の「消費者政策の実効性確保」に入る前に10分くらい休憩を入れさせていただこうと思います。したがって、再開は3時50分からということにしたいと思います。

(午後3時38分休憩)

(午後3時50分再開)

落合部会長 それでは、再開させていただきたいと思います。

今度は の「消費政策の実効性確保」という部分です。これにつきましては、まず最初に16ページから20ページまでの部分につきまして御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、高委員どうぞ。

高委員 16ページの1の(1)のところについて意見を申し上げたいんですけども、これにつきましては田中委員、鍋嶋委員と一緒に資料4になりますが、意見書を提出させて頂きました。

申し上げたいところは、16ページの1は内閣府の方が企画・立案、推進等の機能を担うという説明になっているわけですけども、具体的に消費者行政全体を調整するとか執行するといったような概念がないまま、責任が非常にあいまいになっているんですね。

そこで、こちらの意見書の資料4の方を見ていただきたいんですけども、4つのことをこのところに盛り込んでいただけないか。仮に委員会の名前を適当に考えて書きましたので、その名称等はそちらでまた考えていただいて結構かと思いますが、1枚目のところを見ますと1)のところに中間報告への記載を御検討いただきたい事項ということで4つ書きました。

1番目は消費者政策全般の企画・立案、調査分析、総合調整を行う委員会を設置する。政府各省庁、関係行政機関などに分散した消費者行政機能を整理し、消費者利益という原点に立ち返って省庁横断的な改革を進める。その際、かなめとなる機関として「消費者政策委員会」というものを設置したらどうでしょうか。

それから2番目ですけども、先回私は欠席したんですが、そこでも出させてもらいました公正取引委員会の消費者保護機能、どうしても競争政策に偏りがちだったものを消費者保護機能というのより明瞭な形で与える。資料を読みあげますと、公正取引委員会に対し、より明確な形で消費者保護機能を与え、各省庁関係、行政機関に蓄積された苦情データ、国民生活センターに蓄えられた情報などを同委員会が機動的、積極的に活用できるよう包括的な支援体制をしく。

次のページの3のところですけども、その包括的な支援体制をしくために消費者政策委員会に対して勧告権を与える。それぞれの公正取引委員会とか国民生活センター、それからその他省庁、関係機関に対する勧告権を付与するという意味でございます。

4番目は、中間報告案のところに出ております消費者保護会議というのがございますけれども、やはり現実に即したような形で余り機能しているとは思えませんので、消費者政策委員会が同会議に対して答申などを行う、こういった権限を与えるということでございます。

以上、4つのことをかなり細かいところまで書きましたけれども、こういった議論が今

後できるような書き方を中間報告のところ盛り込んでいただければと思います。理由は幾つかありますけれども、一番申し上げたいのはやはり一番下の(3)のところでございます。前もここで申し上げたかと思えますけれども、この審議会の委員になりましてから昭和30年代の終わりごろの審議会の答申を読みましたときの印象ですが、現在議論していることと同じようなことがやはり30年か40年くらい前に議論されており、その後、状況はほとんど変わっていない。ここでやはり抜本的な改革を考えていただきたい。消費者行政全体を調整するような機関、責任部署を明確にしていきたいと思っております。

それで、よろしければ事業者の意見をお聞きしたいのですが、宮部委員の意見をお聞かせいただければありがたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

落合部会長 宮部委員、いかがでしょうか。

宮部委員 今、高先生のおっしゃったことは本当に突き詰めた議論をしていくとこういう格好になるんだなと思ってお聞きしておりました。私も随分消費者行政を一本化してくださいということをお願いしてきて、やっとここに1行半くらい入って、随分これを書かれるにも担当の方は清水の舞台から飛び下りるくらいの気持ちでお書きになったのかなと見ております。

そういうことから言うと、やはり21世紀の消費者問題を考える国の体制としては現在の案文の程度で済ませるのか、それとももう少し高先生のおっしゃったようなところまで踏み込んで書くのか。これによって全体のペーパーの重みが違ってくるし、行政のやる気を見る目が違って来るんじゃないかと思えます。是非踏み込んでいただきたい。

それから、先ほどからあります消費者の役割と責務のところですが、なぜかここにおられる消費者団体の方々は事業者に対しては責務を求めながら、消費者のところへくると役割をもっと落とすべきだと謙虚にして優雅な態度をとっておられるわけですが、21世紀の消費者というものを考えたときに、今、若い人たち、先ほど若者を何とか教育しなければならぬというお話もございましたけれども、その人たちが見たときに「どうして私たち消費者の権利と言って責務と言ってくれなかったのか。権利があって役割ではちょっと変じゃないか」ということを言われぬように、消費者が一段階飛躍するためにここは責務とされたらどうか考えております。今日の案文は行政と消費者のところ非常に控え目で優雅であるという感じがしていたものですから、両方一緒に申し上げました。

落合部会長 岩田委員、どうぞ。

岩田委員 「国の推進体制」のところは私は前回も申し上げたんですけれども、やはり実効性確保とともに効率的にやらなければならないと思います。それで今、高先生がお示しくくださった、原点に立ち返り省庁横断的な改革を進めるというのは大変いい考え方ではないかと思うんですが、先般、内閣府というのはここにあるような総合調整機能ということと、各省庁で一体どういうものがあってどういうことをしているんだということをお示しいただけたらというふうをお願いしたんですが、余りその辺は今回出ていないので、下手にするとトラの尾を踏んでしまうというおそれもあるのかなと思うんですが、消費者に

パブリック・コメントを求めるときに参考資料でもいいからそういうものを付けておいていただきたい。

そうしないと、全体的な 21 世紀の消費者行政を議論しようというときにどうやったら消費者利益、あるいは円滑な経済活動という観点から、行政としてこうあってほしいとか、こういうふうになるべきじゃないかという点も判断し切れない部分があると思うんです。ですから、その辺りもより効率的で実効性の上がる、ここにある消費者政策を考える上で是非その辺の資料も教えていただければと思います。

落合部会長 では、事務局どうぞ。

中村消費者企画課長 現行の仕組みということでございますけれども、今の御指摘もございましたので、そういった情報についてはできるだけ公表していきたいと思っておりますが、簡単に申し上げますと、先般の部会でも申し上げたとおりでございます。ある意味で個別の各施策というものは各省庁が当然所管をしております。その中でそれぞれ消費者行政に係るものを各省庁がそれぞれの所管に基づいてやっているわけです。

それで、縦か横かというのはなかなか難しいですが、その縦割りのものプラスそれを横断的に見る機能というものがあまして、それを内閣府の国民生活局が担っているわけがあります。それで、いろいろその中身についてこれから議論がありますけれども、消費者保護会議というものもありますし、その中で必要に応じて幹事会あるいは関係課長会議等々でいろいろな連絡調整をする。そういった中で、例えば PL 法でありますとか消費者契約法でありますとか、そういう各個別個別に下りない横断的なものについての政策の企画といったものを国民生活審議会の知恵も借りながらこれまでやってきたということになっているわけでありまして。

ですから、今そういった縦と横の関係があるわけですが、その中で総合的な企画立案なり推進なり調整といったものが仮に今のままでは不十分だということであれば、それをどういうふうにより強化していくのか。それは、現在あるものをどう変えていくかということもあるでしょうし、それから考え方によっては今、各省庁に集まっている消費者行政に関する機能といったものをできるだけ集中していくという考え方もあります。ですから、そこはここでの御議論を踏まえながらどういう体制にしていくのが一番いいのかということも議論していくということかと思っております。

ただ、これは省庁全体の再編の話にもなりますので、我々としてはできるだけどういう機能をどういうふうに果たしていくのが一番いいのかということを考えて、その上でそのためにはどういう体制がいいのか。ですから、何省とか何委員会という前に、どういう機能が欠けていてどういう機能をどこが果たしていく必要があるのかということを中心に考えて、その上でそのためにはどういう体制がいいのかということを考えていく必要があるというふう考えています。

落合部会長 岩田委員、何かございますか。

岩田委員 考え方はわかりました。個別にしていくとなかなか難しい問題があるという

のはわかりましたが、例えば今回の食品の事件のときも各省庁の御担当がきていろいろ話をしていただいたんですけども、日付表示一つにしてもダブリ感で同じようなことを違う省庁でやっているというのは、ほかのものでもしょっちゅう気になるときがございますので、消費者行政を限られた税金の中で、人的パワーも限られた中で、より効率的に進めるにはどうするかというのも、こういう内閣府のようなところで考えなければいけない問題だと思いますので、その辺を決して聖域視しないでやっていただけたらと思います。

落合部会長 加藤委員、どうぞ。

加藤委員 今、中村課長さんの方からいろいろ調整の御苦労らしいお話を伺ったんですけども、私がかく最近、自分自身が体験して大変しんどかったのは迷惑メール規制の問題ですが、それぞれ経済産業省の方も総務省の方も御担当者は苦労されたと思います。

私ども消費者から見ると一本の法律にならないものかと思いましたが、それぞれ頑張られたので、結局特商法の改正と、それから特定電子メールの送信の適正化等に関する法律と2本できたわけです。こうなりますと消費者としては大変紛らわしいので、せめて表示の義務とかオプトアウトの申込みの方法のシステムの共通化とか、いろいろなことをお願いしました。そして今日に至っているわけですが、今日の朝、新聞を見ますと、どうも迷惑メールは9割が効果の対象ではないということでございました。

私はこの運動の中で、何で私たちは消費者行政という立派なものを背中にしょいながら、何かしていたのかもしれないけれども、私どもから見ると見えなかった。こういう一つの事例を通しましても、やはりこの調整業務というのは今回これで新しい政策をやっていくということで人手をもし増やしたとしても余り効果はない。それよりも、やはり高先生が今おっしゃったように企画・立案、調査分析、総合調整を行うきちんとした委員会の設置をお願いしたい。それは私が前回、意見書としてもお願いしたものです。

それで、ちょっと元へ戻りますと、昭和41年にまだ消費者保護基本法ができる前に第1次の国民生活審議会が消費者行政を強力かつ機動的に推進するために、将来は常勤委員を持った独立した委員会を設置することについても検討する必要があると言っているわけですが、その結果、私どもが見ておりますのが、できた最高のところが消費者保護会議であるというふうに認識しております。その消費者保護会議ですけども、一番直近のものはいつごろあってどんなことをどのくらいの時間を審議なさったんですか。今年といたしますか、直近といたしますか。

中村消費者企画課長 直近は、平成13年12月に第34回の消費者保護会議を開きまして、そこで当面講ずべき施策を消費者保護会議で決定をしております。それが直近の消費者保護会議の開催です。

加藤委員 会議の時間はどのくらいですか。

中村消費者企画課長 何分所要したかということですか。約15分程度でございます。

加藤委員 これが私どもの国民一人ひとりの生命、健康、安全な消費生活を保障するための会議の実態であるとすれば、やはり21世紀における消費者のための独立したきちんと

した機関をつくっていくという意欲に是非行政の皆さんも力を貸していただきたいという
か、御自分のこととして御一緒に頑張っていただけないものかとお願ひする次第です。

もう一つ、私が皆さんのお手元に差し上げましたのがブルーのカバーでございます。こ
れは過日私が資料が不足しておりましたために舌足らずな発言でございましたので、明確
な資料として皆様のお手元にお届けいたしました。何を申し上げたいかといいますと、資
料3でございますけれども、地方の消費者行政が非常に後退している実態の中で、それぞ
れ自治体の働く人々も苦勞をし、工夫をしてくださってはおりますが、消費者運動をして
いる各地の消費者団体の人たちもさらなるボランティアに磨きをかけて頑張っております
事実を知っていただきたいので、今後の御参考にしていただきたいと思ひます。

それで、この資料につきましているいろいろな御質問があるんです。それは資料の17ページ
辺りからで、恐らく皆さんがお聞きになりたいようなことはこの辺りから書かれていると
思ひますので、どうぞ審議の御参考にお使ひくださいませ。

落合委員長 大羽委員、どうぞ。

大羽委員 行政側の方々の名譽のためにお話をしておきますと、私は昔、経済企画庁の
皆さんのほか、いろいろ各省庁の皆さんとつき合っていて、消費者保護会議に毎年どうや
ってご自分たちの消費者問題を上程されるかということが非常に大きな各省庁の皆さんの
関心事になっておりまして、何せ首相の下で自分たちの消費者行政を言われるわけですか
ら、そういう意味では長年これが機能してきた。つまり、頭出し機能として自分でそうい
ったことを宣誓されるというようなことだったと思うんです。それがいろいろな形で結実
してきて、製造物責任法だとか消費者契約法になっているんじゃないかと思うわけです。

しかし、一方、今回のパブリック・コメントを求めるこのペーパーの中に、消費者保護
会議については体制整備を含め、その在り方を見直すべきであるということが若干奥歯
に物の挟まったような言いぶりでございます。今、資料4に出ております委員会構想と
いうのは非常に斬新な構想なわけですけれども、どこまで言っているのか、ある意味で別
のことを念頭に置かれているのか、ということがちょっとわからないわけでございます。こ
コメントを求めるにしてももう少し何か具体的なことがあった方がよろしいのかなと思
うわけです。その辺で、今回もし何か腹案のようなものがおありになればお示しいた
きたいし、なければならないということでそれはそれで結構でございます。

落合部会長 この部分は、結局この部会の意思がどこまで具体化されているかというこ
とであります。だから、もし高委員が提案されたような線で部会の意見が一致するとい
うことであればそういう形に出しますけれども、しかし、現段階ではそこまで議論が煮詰ま
っていないという面もあるので、そういう意味では奥歯に物の挟まったようなという表現
がありましたけれども、具体的な形で像がまだ結ばれていない中で少し積極的な企画・立
案、推進等の機能を強化する必要があるというくらいのところが、この部会での現時点で
の最大公約数かなということで恐らく書かれたんじゃないかと思ひます。したがって、こ
れはもうちょっと明確化すべきであるということになるのかどうか、これは部会の意思に

かかるということになると思います。

では、田中委員どうぞ。

田中委員 その部分は私も高先生の御意見に賛成ということで一緒に提案しているので、今、落合先生がおっしゃったように行政の方で提案するにはいろいろな遠慮と言いますが、さっき宮部さんのおっしゃったようなところもあるのかなという気もしますので、何とかこの審議会の委員の合意というような形で、消費者行政の一元化された強力な執行を求めるふうにならないものかと思っているところです。

この1年間の私どもの経験で、食品の安全の問題につきまして私ども生協ではこの間、国会に対する請願書を集めてきたんです。最終的には1,400万通くらいの請願を集めまして、今年の夏に請願を国会で取り扱っていただいたんです。そのときには与党も主管官庁も時期尚早じゃないかという感じだったんですが、それ以降、例の偽装表示の問題や買取り問題が起こりまして世論が沸騰してきた中で、年末に至って請願は満場一致で採択されるという変化が半年足らずの間に起こったんです。

その結果として更に食品安全委員会を省庁横断的につくるべきとする食品安全法改正システムづくりが今、進んでいる状況になりました。何かのきっかけがあれば大きく動くような情勢が私はあると思います。ですから、今までの社会システムの諸関係の中で皆さんも私もそうですが、動きづらい面とか、いろいろあると思うんですけども、21世紀型消費者政策の再検討というふうに大段に振りかざしてこの国民生活審議会をやっているのですから、姑息にならないでもう少し積極的に意見が取りまとめられないものだろうかと思直に思います。

そういう意味で言うと、さっき宮部さんから御指摘いただいた事業者の対応がいろいろな側面で今、問われているわけですね。消費主導の経済になって、消費者に顔を向けない事業者は、いずれにしろだめになっていくという趨勢があり、事業者の方も考えておられる。それに対応して消費者の側も行政の側も、お互いに緊張関係で物事を進めていかなければならない状況なのではなからうか。子どものときに、権利ということを主張するからには責任が伴うんだということを一番最初に教わったので、消費者の権利ということを一方で21世紀の理念とするからには、消費者も責任のある行動なり、そういうものは求められていくと私は個人的に考えております。

現在の消費者被害の続発だとか、消費者教育の不十分さだとか、いろいろな状況からの現実を踏まえての御発言があったと思いますけれども、ベクトルとしては消費者も環境問題についての責任は当然ですが、その他のことに対しても権利を自立して行使するためには当然責任ある行動が求められるので、どういうふうにそちらのベクトルに進めるのかということが必要なようにも思いますし、環境整備をとれないながら少し長いスパンでの進め方を中間報告なり、答申の中に入れていくという方法論もあるのではなからうかと、そんなふうに思います。

落合部会長 どうぞ、永谷局長。

永谷国民生活局長 1点だけですけれども、先ほど高先生がおっしゃった話とか今、田中先生がおっしゃった話になるかもしれませんが、消費者保護会議の在り方というのは私も、だれも今のままでいいとは全然思っていないんです。それで、年が明けて5月の最終報告が出るまでの間に一回、消費者保護会議はどういうふうな機能を持たせて、どう抜本的に改正していけばいいのかという御議論をこの場でしていただく機会を持たせていただこうと思っています。

それを踏まえた上で、全体としての行政の在り方みたいなものも合わせて御議論していただいた方が、より建設的な議論になっていくんじゃないかという気がして、先ほど来お話を聞かせていただいていた。以上です。

落合部会長 今の点について、浅岡委員どうぞ。

浅岡委員 今お話いただいたことは本当に必要だと思います。今日のは日弁連からの意見のまだその1で、その2、その3が今、準備されているんですが、そこにも組織行政体制のことを書いていますが、これはオプションがすごくたくさんあるんですね。理想的にこうあってほしいと思うところから、現状にちょっと手を加えるかみたいのところまで幾つかあって、高先生のお話の分は現在の行政機関を統合的に合わせましょうということで、食品安全委員会のように行政ではない外の人たちも加えたものという発想ではないんですね。

高委員 委員会の委員はだれがなるかということですね。まだ具体的には考えていませんけれども、民間から私は委員を登用すべきだというふうに思っています。

浅岡委員 そうすると、行政機能だけを集めるというよりも、もっと行政の外にあるというか、食品安全委員会のようなものをイメージすればいいということになるんでしょうか。消費者保護会議も今は、関係閣僚会議ですけれども、外部委員を加えるというのもあれば、もっと実務者会議の形を加えるのかとか、いろいろオプションを加えていくと似てくるかなということが1つあります。

それからもう一つ、我々の関心事としては、こういう政策立案において消費者重視の基本の柱と、それから行政が区々になっている部分の統合、統一的な施策にするという、この2つの面が非常に重要です。それだけでなく、いかに実行機関、執行機関と連携できるのか、それも含めたものになるのが期待される場所なんです。それで、ここは今、政策立案でどちらかと言えば食品安全委員会のように勧告権を入れましょうという形になっているということですね。そういう意味で幾つか本当にいろいろオプションがあるので、それらも含めて意見を求められるようなニュアンスが入っていれば意見を求めやすいかなというふうに思います。

それからもう一点、権利と義務との件は何が今、一番問題かと言うと、消費者にまだ行使する権限がほとんどない。そこが現実なので、まずそれをきちんと強化をしていって、例えば団体訴権だってちゃんと与えられて、それをいかに実効性のある形で、社会的に信頼を得る形で行使していくかということにもつながっていく。議論は順番があるというこ

とだと思えます。

落合部会長 そういたしますと、かなりこの部分につきましては、この委員会で今、提案があったわけですが、この委員会が消費者保護会議、あるいは国民生活審議会との関係でどういう関係になるのかとか、制度を詰めていこうとするといろいろなオプションがあって、この段階で直ちに具体像が浮かぶというわけでもないし、今、局長が言われたように消費者保護会議の在り方についてはまた別途議論するということから、それらを踏まえて更にこの部分については御検討をお願いしたいと思います。全体的なニュアンスとしては16ページの「消費者行政をできる限り統合することを目指し、基本的な施策の企画・立案、推進等の機能を強化する必要がある」と、これについては今は異論はないと思えますし、これはもう少しより強い表現も考えられるかなという辺りで検討していただいて、26日にまた御議論いただくことにしたいと思います。

そういたしますと、まだいろいろ全体的に終えておく必要があると思えますので、もし議論がありましたらまたこの箇所の元へ戻って御議論いただくことにいたしまして、次に「公益通報者保護制度」という問題につきまして、これはなかなか大問題でありますので、この部分について御意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

田中委員、どうぞ。

田中委員 既に意見を言ったことの繰り返しになるのかもしれませんが、内部告発によっていろいろな事態が明るみに出て、それで世の中が変わってきたというのは事実であります。

しかし、内部告発には密告政治だとか秘密警察政治みたいな暗いイメージにつながる側面も一方ではあるようでありますから、公益通報の社会的位置付けをどういうものだというふうにするのか。それから保護の在り方はどうするのか、事業者自身が内部で体質改善することを促進するような、あるいはそういう悪いことをしないような抑止策としてこの制度が機能すべきであるかというようなことを踏まえて問題を進めていただければと思っております。

そういう意味で言うと、この問題は国民生活審議会の審議事項からもう少し枠の広い問題かなという気もするのですが、取り上げるとすれば私は消費者保護、消費者安全という狭い枠にこだわったのでは、逆に実効性や完結性のないものになってしまうのではないかというおそれを持っております。その対象とするところも単に民間の企業だけではなくて、特殊法人や第3セクターやあるいは行政自身がやっている事業、あるいは監督する行政の立場というようなことを含めて包括的に問題を考えなければならぬんじゃないか。

端的に申し上げれば雪印食品が倒産したのは安全性の問題ではなかった。企業のコンプライアンス、違法性が問われて、それが消費者の信頼を失ったんだということから、その問題一つを取り上げても法令違反、モラルに反することが包括的に取り上げられないと、消費者の安全というような面に狭めただけの公益通報保護では不十分であると思わざるを得ない。いろいろな関係との諸調整だとか、枠を広げての検討だとか、時間が

かかるとか、いろいろな問題もあるし、現に村八分で苦しんでいる人もあり、部分的なものを一つが一定の抑止策になり、全体を進めることにもなるという考え方も客観的にはあるかもしれないと思います。

ただ、世論との関係で見ますと、この問題の審議は、トータルで問題を立てないと、これは率直に言うと国民生活審議会の見識が問われるというふうな事態なのではなかろうかという気がしております。具体的な進め方なり、順序をどう踏むかという実施過程の問題は問題として、正論としてはこうではないかというようなことを言うべきではないかと私は考えております。

落合部会長 ほかに御意見はございますでしょうか。

では、加藤委員どうぞ。

加藤委員 大分以前でございましたけれども、このテーマが出ましたときに大方の皆さんの御意見はやはり今、田中委員がおっしゃったような方向であったと思うんです。

ただ、消費者政策という観点から見ると、一部からでも進められるところから進めたらいいのではないかとこの考え方も納得がいかないわけではない。しかし、例えば消費者政策といったときに環境の問題や何かも入ってこないと少しバランスを欠いたりするんじゃないかと思ったりもします。

それで、率直に伺いたいんですけれども、これを前回、大分以前でございましたが、いろいろと状況を把握した上でまたこちらにかけるといってお答えであったんですが、例えば環境庁とか車の問題で大気汚染だとか、国土交通省ほか、いろいろな消費者絡みの省庁があるわけですが、そういったところからこういう公益通報者制度については反対だというような御意見も出てきているのでしょうか。

幸田消費者調整課長 幾つかの省庁と、この問題について事務的に話をさせていただいたのは事実です。

ただ、それぞれの省庁におかれても、それぞれの例えば環境政策ならば環境政策の中でそういう制度が必要なのかどうかについてまだきちんと議論しているわけではございませんし、各省庁としてどういう意見かということがまだきちんと固まっているわけではないという状態であろうと思います。この消費者政策についてはむしろ非常に検討が進んでいるといった方がいいのかもしれない。

落合部会長 では、松本委員どうぞ。

松本委員 21ページの「制度の目的」というところの下3行の「なお」以下のところなんですが、「人の健康・安全への危険の防止」は消費者政策とは別途の観点からの検討が必要というのは全く私は理解できなくて、取引に伴ってサービスや商品に関わって人の健康・安全への危険が出てくる場合は消費者問題の一番重要なものだと思います。もしこれが、例えば原子力発電所の事故のようなイメージであれば、確かに消費者問題とは別の、むしろ環境経由の人への健康・安全の危険ということですから環境の方に入るのかなと思うんですが、薬害などは明白に消費者政策として位置付けるべきだろうと思いますから、

ここは一体どういう趣旨で記述されているのでしょうか。

幸田消費者調整課長 今、先生がおっしゃられました、例えば商品、サービスを通じた消費者との関係の危害の防止とか、そこについてはその上の段落で危害の防止という形で書かせていただいております、下の「人の健康・安全への危険の防止」というのはもっと広い、職場における労働安全の問題ですとか、今、先生がおっしゃられた原子力の安全の問題ですとか、そういった部分を指しているということでございます。そういうつもりで書いてあるということで、表現が適切でなければ訂正したいと思います。

落合部会長 松本委員、いかがですか。

松本委員 そういうことであれば、さっと読むと何か誤解を与えるので、もう少し限定的な書きぶりにしていただいた方がいいと思います。

落合部会長 では、鍋嶋委員どうぞ。

鍋嶋委員 これは同じところなんですけれども、全般に言うと、それでは消費者政策とは何だと、それに関わるところという限定をした場合、それは何だということを今度提起しなければならないのではないかとことです。

それから、私自身は先ほど田中委員がおっしゃったように、まず消費者政策だけに限るとするのは非常に奇異な感じがするというのと、それから公的なものを含まないというのも何とも納得のいかない気がいたします。

それで、今回その方法論としてまずこれだけやるんだということならばそういうふうにしていただかないとだれも理解ができないのではないかと。これをパブリック・コメントとして出したときに、これは何だという話になりかねないと私は感じます。

落合部会長 ほかにいかがですか。

では、福原委員どうぞ。

福原委員 これは修文の問題とはちょっと違うんですけれども、今、縦割りの話が出まして、横割りの全体を調整する機能が要るかどうかというお話と若干関連するんですけれども、今、岩手県と青森県の間で膨大な産業廃棄物が何年にもわたって積み重ねられていたのを今度取り扱うということになりましたね。ああいう何年にもわたってそういうことが積み重ねられていたことを、近所の方々あるいは県の方々は全く知らなかったのでしょうか。それから、これは幾つかの役所がまたがるわけですね。環境をつかさどるところ、産廃物をつかさどるところ、あるいは自治体の行政をするところとなっているんですが、どこにも通報がなかったものなんではないでしょうか。非常にあのニュースを聞いていて私はびっくりして、実際には通報があったとしても解決できないんじゃないかと思うんです。

落合部会長 ほかに、この問題につきましてどうぞ。

では、浅岡委員どうぞ。

浅岡委員 意見書と細かく書いていますが、まだ抜けているところが随分あるんですが、確かに枠組みとしてある意味で大方の意見がそうだったわけですから、行政ももちろん対象であるべきでありますし、それからジャンルを問わず重要であるということがないと、

なぜこの分野だけなのかという議論をしておかないと、世間の関心とはうまくかみ合わないなと思います。

それはそれとして、とりあえず一つのジャンルで制度設計を考えるとすればということ、一番問題なのは22ページの事業者外部への公益通報ということで書いておられるところでありまして、まず内部への通報前置と、そして更に「事業者に対し処分等の是正権限を講ずる権限を有する主務大臣等」ですから、この「等」はそれに並ぶというふうには読むんだらうと思いますけれども、これではここでコンセンサスを得るということは難しい、無理だと思います。そもそも行政自身は外しておいて、監視者側には登場するという自身も、「なぜ」との疑問が現実の事件の中からも出てくるわけです。内部の通報のシステムをつくっていくということ自身は望ましいことであることはだれも否定をしていないわけですが、何度も申し上げますが、内部への通報が当然の前提だというふうにしていくことのニュアンスが余りに強いものですから、それがもたらす問題というのをこの前書きにもこの文章の中にも書いておきましたけれども、こういう提案であればとても賛同はできないということです。

それから、この議論が、公益通報制度というもの、あるいは内部告発というものが成熟した市民社会の中で市民も参加しながら、従業員も参加しながら、安全や安心が守られる社会を築いていくのに重要であるということはかなり浸透したと思いますけれども、ではどんな仕組みがいいのかということまで落として議論をしたということが社会的にも本当にないと思います。ここでもそこは尽くし切れていないわけなので、そういう意味で幾つか考え方がありますよという形でパブリック・コメントを求めるということが今せいぜいできることではないかと思います。そこは強くお願いをしたいと思います。

それから、更にどういう保護をするのかというのが2番目のところになるんですけども、すごく違和感を覚えましたのが22ページの「また」というところで、「公益通報によって事業者等に生じた損害の賠償責任の取扱い」、確かに何がしか損害は生じるわけですが、賠償責任の取扱いというと、適正な通報によっては責任を負いませんというふうにニュアンスと取りにくいんです。もし事業者等に生じた損害の賠償責任の問題が起これば、適正な通報でなかった場合に初めて生じるのではないかと思いました。そういうことも含めて、まだ整理をしないとニュアンスもなかなか一致できないところがあるのではないかと思います。

いずれにしても、今はまだ中間報告でいろいろな人の意見を求めるという段階なので、私たちの意見もどちらかと言えば中間報告を求めるについて、中間のいろいろな場面で意見、パブリック・コメントを求めるについてその意見を出していただきやすいようにしておくというような意味で、余りに極端になっている部分のマイナーチェックをする視点から、今日、出しているものは重点的に書いておりますので、そういう趣旨で受け止めていただきたいと思います。

落合部会長 ほかに、この部分につきまして御意見がございましたら、事業者サイドで宮

部委員から何かございますか。

宮部委員 今、皆さんがおっしゃったことに同感です。というのは、官が入らない、行政が入らないというのは少しおかしいのではないかと思うからです。最近の事例や外務省の事件から言っても、あれも内部通報により発覚したということを考えれば、公益通報者保護の議論の対象に官を入れることは必要ではないかと思えます。

それから、今お話がございましたように、こんなところまで消費者政策部会で議論していないといったところが案文に多いと思えます。特に外部への通報のところなどは、官庁がおれのところへ持って来いというだけの話でございまして、どうしてマスコミについては論点として出てこないのかなという気もしますし、主務大臣がどうのこうのというこの話はこの部会でも初めてでございまして、公益通報者の保護は今後の課題ということとどめるべきではないかと思えます。

それから、日本経団連の方で言いますれば、会員企業に現在「『企業倫理ヘルプライン』をすぐにつくってください」というお願いをしております。これは各企業で着々と実行されておりますし、先進的な会社の事例を参考にしながら具体的な取り組みを進めております。事業者としましては、そういうことが必要だから自主的にやりますけれども、そこにこの部会で十分に議論していない制度まで入ってくるというのはいかがなものかと思えます。全議論している我々委員からも、言ったことのないようなものや、先ほどのように体制の問題等々も我々の見識を疑われるようなものについては、今後こういう議論をしなければいけないというところで中間報告は止めておいていいのではないかという感じがいたします。

落合部会長 福原委員、どうぞ。

福原委員 私も先ほどの御意見のように公社公団、それから国営事業、できれば公務員の方々も民間と同じような処遇といえますか、適用を受けるべきで、もちろん刑法公務員倫理法にあるわけですが、罰則の程度というのは全く違うのではないかという気がします。

永谷国民生活局長 また頑迷固陋な役人が非常に保守的なことを言っていると怒られるのはあえてわかった上で、一言コメントさせていただければと思います。

先ほど来御議論していただいている話というのは、ある種この制度の基本的なコンセプトをどうするか、基本的な制度設計をどうするかということに関わっている話でして、もっと言えばこれから先にどのようなスパンでどのように我々法制化というのを考えていけばいいかということに密接に関わってくる問題なんだろうと思えます。

そういう意味で私どもが言いたいのは、例えば今、宮部先生とか浅岡先生がおっしゃっていましたが、仮に通報先にマスコミを入れたとしますね。そうすると、それを通報されたマスコミというのはどうするんですか。それは通報されっ放しでいいというものではなくて、通報されたからには何らかのことをやらなければいけないですね。例えば、その通報が適正なものであるかどうかというチェックとかですね。そうすると、法律でもってマスコミに対してその義務を課さなければいけなくなってしまいますね。そうすると、

まさにこの間の個人情報保護法の二の舞いみたいな話になってしまうのではないかという気もします。それで、先ほど来公務員の話も出ていますが、国生審の消費者政策部会の場というのは公務員制度の話をする場なんでしょうか。

そういうことで、ある種これから先に我々の手でもって法制化をする。これを報告として出せばそれで我々の役割が終わるというんだったら、それは幾らでもコンプリートな完結な形で書きたいという気持ちはあるんだけど、問題はそこで終わらないわけです。これから先、法制化していくということが求められているんだらうから、そこを考えたときにどの程度のところで折り合いがつけられるのか。その辺りをきちんと議論していただければ、我々としては非常にこれから後の作業というのはやりやすくなるのかなという気がして先ほど来の議論を聞いておりました。

落合部会長 浅岡委員、どうぞ。

浅岡委員 少しその点に加えて申しますと、主務大臣等が通報先に加わることがいけないと言っているのではなくて、ここだけにするのがいけないと感じるわけです。主務大臣あるいは行政が通報先として、位置付けられていくとしたときに、それはそれで対応する法的責務が出てくる。これは原子力の法律などにも書いてあるところだと思います。

しかし、マスコミには今まででも通報はいっぱいあるわけです。これからもきっとあるでしょう。匿名性を守りながらやらなければいけない最後の手段として今後もあるでしょう。そういう場合に、マスコミは自分の責任として取捨選択をしてきている。これまでもすごく神経を使って、これこそ大変神経を使って調査もし、やっている。それはそういうことでやる。これからも変わらないと思います。だから、こういうことにはならないと思います。

もう一つ、私たちが非常に気になるのは今、内部通報者の支援センターのようなものを大阪の弁護士たちが中心になってやっていますが、彼らは実際は、通報をはいはいと聞き流したりは全然していないんです。むしろマスコミと同じようにある意味で責任感も感じて、それを取り上げるべきものかどうかということを中心にかなり厳し過ぎるぐらい、チェックをして、ある意味で抑制的に働きながら、それがバランスの上でも必要だと思うからやっているんですね。

この案の考え方だと、そんなところもだめですね。そうすると、内部に申し立てた人は、その対応をどんなプロセスで持つのか、その間は働いている労働者がただ一人で孤独な対応をしないといけないんですね。そういうことで本当にこういう制度が機能するのかというと、とても現実性があるように思えません。ちゃんとした機能を果たせない。むしろ逆に、それだったら従来型のようにマスコミにもっといっちゃんよというふうになりかねないと思うと思います。現実はどうじゃないかと思えます。落合部会長 個別的な通報の具体的な議論を始めますと、これはまた政府全体があれですので、元の話に戻りまして公益通報者保護制度自体を議論する場合にすべてを包含した形で議論すべきである。これはまさに正論であり、異論がないと思うんです。

だから、その部分はそうだけれども、ただ、これが消費者保護基本法の見直しという問題とちょっと違う点は、公益通報者保護制度というものを割と可能ならば近い時点で立法化していかなければいけないということがかなり可能性としてある。そうすると、問題としてのとらえ方はまさに全体を受け止めた形でとらえる。しかし、その際、全部包含してやるとさっき田中委員が言われましたけれども、全体をやろうということになるとこれは大議論になって、恐らくこの場を離れて別途のそういう全部をカバーできるような委員会がどこか知りませんけれども、どこかにできて、そこで大議論をやって、そして立法化していくということになると非常に時間がかかるだろうということもあるとすると、その問題の把握は全体的な把握なんだけれども、この消費者政策部会として具体的な立法化を考えていく場合の選択肢としてはそこに優先順位というものを付けて、この部会としてはその問題について今後更に検討するというような形で、そういう対応をするという辺りが現実的なところではないかなという感じもするんです。

したがって、恐らくこの中間報告の書き方としては問題としてはトータルとして受け止める。しかし、そこに消費者政策部会というものの権限がある、もっと上位でいけば国民生活審議会自体が取り扱える範囲というものがあるとすると、その範囲内で考えたときに優先順位としては、例えば民間ならば民間という範囲で更に問題を詰める。それで、具体的にはこの部会で議論をするということにするのか、あるいは何か委員会を設けてやるのか、そういうところも含めて考えていかなければ、早急に立法が実現できるというわけではないと思いますので、優先順位を付けたような形で問うてみるかなという辺りのところで中間報告としてはいかがかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

そういうことでまとめて優先順位、つまり問題はトータルとして全部把握すべきであるということは確かなんだけれども、この部会のマנדートから考えて優先順位を付けるとするとここからやります。それで、それについてはどうかという辺りで中間報告としてパブリック・コメントに出してみるということで、その反応を見極めつつ、具体的な問題についての検討の仕方というのはまたここで議論をして、委員会方式なり何なりの形で適切に、もし立法を実現するのであればなるべく早くできるという形がとれるような形でこの問題については対応していくというようなところで、冒頭の田中委員の発言も結局そういう趣旨ではなからうか。そういう趣旨を拒否することではないと思いますので、恐らくその辺りのところで委員のコンセンサスは得られないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

では、大羽委員どうぞ。

大羽委員 もともと問題の発端はやはり消費者問題だったはずですが、しかも、そのときに国民生活審議会消費者政策部会で、我々がそういうふうなことを含めて検討していたはずですから、ただ今、部会長のおっしゃったようなことでいいのかなと考えます。そこに戻れば、この部会である程度の方向性を求めて国民にパブリック・コメントすべきじゃないかと思っております。

落合部会長 加藤委員、どうぞ。

加藤委員 それにしても、22 ページの「公益通報の範囲としては、事業者の商品・サービスについての危害の防止、表示の適正化など」と「など」というのがすごく膨らむのかもしれませんが、さらっとここを読んだ場合は、法令違反等の事実の通報について検討すべきであるということでありまして、もしも消費者のためという消費者政策ということであるならば、人の安全とか、環境の破壊といったようなところくらいまでは入れないといけないんじゃないか、狭過ぎるのではないかと思います。

例えば法令違反ではないけれども、人の安全に影響を与えるような事実がある場合、やはりそういうことを通報した人が保護されないというのも問題ではないか。そういうことであれば、では通報しないということになって健康被害が起きてくる可能性もあるので、このままでパブリック・コメントを求めるということについては、大変躊躇をいたします。

落合部会長 その点は、この全体的な表現ぶりにつきましては今いろいろな委員から意見が出ましたので、その見識を疑われない形にしなければいけませんでしょうし、あるいは委員間で議論が一致していないという部分については書き方がまたおのずと違ってくるだろうということもありますので、今日の議論を踏まえてこの問題は第1段階として全体的に受け止める。しかし、この部会に与えられた権限、それからトータルで実現するというよりもなるべく早く突破口をつくるという形でどんどん実現していくということが現在の情勢の中では好ましいという判断の下に、優先的に消費者保護という辺りを軸にした、民間を対象とした公益通報者保護制度を第一義的な優先課題として本部会では取り上げていく。では、具体的にどういうふうに詰めるかについてはまたここで検討していただいて、詰め方についてもまた議論していただく。

しかし、その基本的な方向はそういう形で諮るということで御了解いただけると非常にありがたい。もちろん26日にまた今のことを踏まえて事務局の方でまとめてもらいましたペーパーを元に御議論いただくこととなりますので、いろいろ御意見はあると思いますけれども、一応そういう線で26日にお出ししてまた議論をいただいて対応を決めるということにさせていただきたいと思います。

ここは議論を再開しますと尽きないテーマでありまして、恐縮ですが26日あるいは26日に至る前に御意見がおありの委員の方々は、非常に時間間隔が短くて恐縮なんですけれども、事務局の方にファックスでもEメールでもポイントで是非御連絡をお願いしたいと思います。

そうしますと、残された部分が「消費者保護基本法の見直し」と「今後の課題」というところなんですけれども、この点につきまして特に御意見がございますか。

では、加藤委員どうぞ。

加藤委員 資料の方にはお取扱いいただきました浅岡、加藤、山中の意見のところで大変学校の添削のようにして失礼ではございましたけれども、より明確に私どもの希望を入れてまいりましたので、それを是非取り上げていただきたい。特に消費者重視への基本方

針の実質的な転換とか、消費者の権利の明確化というところを理念として出していただけないか、出していく必要があるというふうに思いますし、それから消費者団体の権利の実現に対する役割についての位置付けというものも必要ではないかと思えます。

やはり見直しの方向というのは消費者保護基本法の不十分であった点を補完、補強するものであるということは最低の要請されている事態だろうと思えます。そして、25ページの行政の推進体制の充実では先ほど高委員を始め、多くの皆様から出てきたことを明確に打ち出していただきたいと思います。

そして、最後の「今後の検討課題」の中で消費者組織の在り方はこうあるべきだというふうに言うだけではなくて、それをどうサポートしていくかといったようなことも今後の検討課題の中に入れていただきたいと思います。

落合部会長 ほかに御意見ございますでしょうか。

それでは、よろしければ本日御議論をお願いしましたものはここで一応終了ということにさせていただきますと思います。

では、今後のスケジュールということで事務局の方から連絡をお願いいたします。

中村消費者企画課長 それでは次回のスケジュールでございますけれども、次回の第14回の消費者政策部会は日が迫っておりまして恐縮でございますが、今月のクリスマス明けの26日木曜日の14時からでございます、場所はこの建物のこの会議室の左の方になりますけれども、第2特別会議室というところで開催をいたしますのでよろしく願い申し上げます。

落合部会長 本当に年末の忙しい中、タイトなスケジュールをお願いして申し訳ありませんが、なるべく早くいろいろな方面からの御意見を伺いたいというのと、部会で更に議論を尽くすというのはトレードオフの関係にありましてなかなか両方を満たすのは困難という面もありまして、この点は非常に申し訳ないと思っております。いろいろ不満がお残りになったと思いますが、何とぞその点は御容赦をお願いいたしまして26日によろしく願いしたいと思います。

では、本日はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。